

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
1	質問	募集要項	募集要項の位置づけ	1	第1				「募集要項等と、先に本市が公表した「実施方針(案)」「要求水準書(案)」及び「実施方針(案)」及び要求水準書(案)」に関する質問・意見等に対する回答」との間に異なる点がある場合には、募集要項等の規定が優先する」とありますが、実施方針(案)及び要求水準書(案)に対する回答書の中で、本募集要項等による読替えが不要な回答は、契約書の一部に含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	質問	募集要項	事業期間	3	第2	7	(2)	(4)	工事請負契約書(案)では、汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備。導管注入設備が同一契約となっています。産業廃棄物処理施設の設置許可を受ける設備が含まれているため、全ての施設の設置許可が下りてからでない、全ての工事の着工が認められない可能性が御座いますが、設置許可の遅延リスクは市との理解で宜しいでしょうか。	産業廃棄物処理施設の設置許可の遅延リスクは本市ですが、設置許可に対する影響はバイオマス受入設備です。汚泥脱水設備等及び導管注入設備は、工事請負契約締結後に着手可能となります。バイオマス受入設備の工事遅延は基本契約書(案) リスク分担のとおりです。
3	質問	募集要項	産業廃棄物処理施設設置許可	4	第2	7	(4)		既存の汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の産業廃棄物処理施設設置許可を本市が取得した後、とありますが、汚泥脱水設備の設計・施工にあたり、産業廃棄物処理施設設置許可の取得が及ぼす影響はございますでしょうか。	No.2の回答を参照ください。
4	質問	募集要項	事業期間	5	第2	8	(4)	2)	事業者の提案によるバイオマスの受入れ量が、要求水準となるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案によるバイオマス受入量が前提条件の基本となります。その後、優先交渉権者決定後は、設計協議を経て、要求水準となるバイオマス受入量について決定します。
5	質問	募集要項	事業期間	5	第2	8	(4)	3)	事業費の算出が出来ないため、使用料及び処分料の算出式をご教示ください。	算出式は非公表ですが技術提案時はNo.119の回答を参照ください。
6	質問	募集要項	募集及び選定スケジュール	9	第3	3			令和4年3月28日 優先交渉権者の決定後、各契約の締結を行うまでに、各契約内容に対する協議の場を設けて頂けるものと理解しておりますが、宜しいでしょうか。	各契約書(案)の内容は、当該質問・意見を受け、見直す部分以外は、原則変更又は協議を行いません。優先交渉権者決定後の協議により、前提条件等又は仕様書を作成する上で、かかる条件設定が契約書(案)の内容を変更しない限り、優先交渉権者の不利益に繋がる場合は別途協議を行います。
7	質問	募集要項	応募の辞退	20	第3	7	(1)	4)	技術提案書及び見積書の提出後も応募の辞退は可能でしょうか。	可能です。
8	質問	募集要項	見積書の位置づけ	20	第3	7	(1)	5)	「見積書は、予定価格に反映させるための参考資料として提出を求めたものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。」とありますが、実施設計時の見積金額が、優先交渉権者を決定する際提出する見積金額を上回ることがあり得ることも、ご容認頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、見積金額の増額理由等については示していただく場合があります。
9	質問	募集要項	改善通知に係る留意事項	21	第3	7	(3)	1)	①に「改善通知を行う対象範囲は、以下に掲げる3点とする」とありますが、どの箇所を指しているのかご教示ください。	点の誤りです。アからエの4点を指します。募集要項を修正します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
10	意見	募集要項	改善通知に係る留意事項	21	第3	7	(3)	1)	改善通知においては、改善の対象及び内容を把握するため、以下の点をご記載いただきたく、お願いいたします。 ・技術提案書のうち改善が必要な箇所 ・①記載のア～エのうち、技術提案書の上記箇所が該当する項目 ・改善が必要な具体的理由	ご意見として承ります。
11	質問	募集要項	設計及び価格協議	24	第3	8	(3)		価格協議につき、協議の対象となる業務及び当該各業務に関して協議の対象となる事項をご教示ください。	実施設計業務の内容及び以下の項目が対象となります。 ・バイオマス受入設備使用料 ・バイオマスの年間受入量 ・消化ガスの購入価格 ただし、消化ガスの購入価格については、前提条件が変更となった場合において、協議の対象となります。
12	質問	募集要項	価格交渉	24	第3	8	(5)	①	「最終的な見積書等の金額が予定価格を下回った場合…は、本市と優先交渉権者との交渉が成立したこととする」とありますが、基本協定書（案）第7条第1項及び第2項によると、予定価格は交渉成立後に定めるものとされており、募集要項の記載と基本協定書（案）の記載との間に齟齬があります。いずれを正とすればよろしいでしょうか。	基本協定書（案）記載のとおり、交渉成立後に予定価格を作成するものであり、価格交渉時に予定価格はございませんので募集要項を修正します。
13	質問	募集要項	価格交渉	25	第3	8	(5)	③	「予定事業規模」とは、貴市が予定される事業規模（事業想定額）を指す（要求水準書案に係る質問・意見書に対する回答書No.41）とのことですが、工事請負契約（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））及び維持管理業務委託契約（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）に基づき貴市が事業者を支払う対価の合計額として、貴市が想定されている金額を指す趣旨との理解で相違ありませんでしょうか。	本市が事業者を支払う対価は参考額を想定しています。
14	質問	募集要項	価格交渉	25	第3	8	(5)	③	「予定事業規模」とは、貴市が予定される事業規模（事業想定額）を指す（要求水準書案に係る質問・意見書に対する回答書No.41）とのことですが、具体的な金額をご教示ください。	金額を示すことはできません。
15	質問	募集要項	工事請負契約の締結	25	第3	8	(8)		工事請負契約の締結時期につき、「基本契約締結後速やかに」とありますが、基本契約書（案）第6条第1号にあるとおり、基本契約と工事請負契約は同時に締結するとの理解で相違ありませんでしょうか。	基本契約後速やかに工事請負契約を締結します。基本契約書（案）を修正します。
16	質問	募集要項	維持管理業務委託契約の締結	25	第3	8	(9)		維持管理業務委託契約の締結時期につき、「基本契約締結後速やかに」とありますが、基本契約書（案）第6条第2号にあるとおり、基本契約と維持管理業務委託契約は同時に締結するとの理解で相違ありませんでしょうか。	基本契約締結後速やかに維持管理業務委託契約を締結します。基本契約書（案）を修正します。
17	質問	募集要項	バイオマス受入事業契約の締結	26	第3	8	(10)		SPCで事業運営を行う場合、SPCの設立は産業廃棄物処分業の許可取得前との理解でおります。よって、令和4年11月18日の契約締結は、構成企業名で理解しておりますが、宜しいでしょうか。	一次審査に関する質問・意見書に対する回答書と同時に公表した別紙-1を参照ください。
18	質問	募集要項	維持管理業務委託契約の締結	26	第3	8	(11)		消化ガス有効利用事業契約の締結時期につき、「基本契約締結後速やかに」とありますが、基本契約書（案）第6条第4号にあるとおり、基本契約と消化ガス有効利用事業契約は同時に締結するとの理解で相違ありませんでしょうか。	基本契約締結後速やかに消化ガス有効利用事業契約を締結します。基本契約書（案）を修正します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
19	質問	募集要項	事業期間終了後の措置	28	第4	2	(3)		第2文に「事業者は」とあるのは、事業者のうち、維持管理業務委託契約（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）及びバイオマス受入事業契約（維持管理・運営業務）を締結する当事者を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	質問	募集要項	事業期間終了時の措置	28	第4	2	(3)		「消化ガス有効利用事業の施設及び設備は、事業期間終了時若しくは本市又は事業者の解除により終了する時は、事業者の負担により、原則として原状回復とする」とありますが、施設及び設備を撤去すれば良いとの理解でしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は協議によります。
21	質問	募集要項	事業期間終了時の措置	28	第4	2	(3)		消化ガス有効利用事業の施設及び設備は、事業期間終了後に事業者の負担により、原則として原状回復とあります。今回設備を設置する箇所に杭を打つ予定ですが、旧消化槽の躯体が残置されているため、躯体の一部撤去が発生します。原状復旧する場合はこの躯体の復旧が必要になりますが、復旧の要否は別途協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	導管注入設備の地面下に旧消化槽の躯体が残置されておりますが、詳細は不明です。なお、消化ガス有効利用事業で本躯体を撤去した場合は、現状復旧は不要とします。
22	質問	募集要項	火災保険	29	第4	3	(2)		本事業で加入が求められている火災保険は、事業者が所有権を有する民設施設を対象としているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	質問	募集要項	保険	29	第4	3	(2)		市が加入する予定の保険は、開示していただけるのでしょうか。	保険の加入予定はございません。
24	質問	募集要項	保険	29	第4	3	(2)	2)	公設民営のバイオマス受入事業においては、施設所有に伴う保険は貴市負担と考えますが、貴市が加入される保険内容をご教示頂けませんでしょうか。事業者側で付保する保険内容との重複を避けたいと考えております。	No.23の回答を参照ください。
25	質問	募集要項	保険	29	第4	3	(2)	2)	公設民営のバイオマス受入事業においては、加入する保険は事業者判断との理解でありますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	質問	募集要項	契約保証金	29	第4	3	(3)		「維持管理・運営業務委託契約」とあるのは、バイオマス受入事業契約（維持管理・運営業務）及び消化ガス有効利用事業契約（施工業務、維持管理・運営業務）のうち維持管理・運営業務に係る部分を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項を修正します。
27	意見	要求水準書	こうべバイオガス	2	第1	3	①		こうべバイオガス精製にあたり、濃度管理や付臭材添加などに対するマニュアルがございましたら開示をお願いいたします。	運転操作マニュアルを配布します。
28	質問	要求水準書	業務範囲	9	第2	3	(4)	1)2)	本事業に必要な許認可及び各種申請等の手続きが、市と優先交渉権者の両者となっております。市が取得または手続きすべきものに関しては、許認可取得リスク及び手続きに伴う遅延リスクは市との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
29	質問	要求水準書	優先交渉権者が行う業務範囲	10	第2	3	(4)	2)	優先交渉権者が行う「①事前調査及び関連機関協議に関する業務」について、神戸市殿が行う「バイオマス受入設備の改築及び導管注入設備の撤去工事に必要な許認可」並びに「バイオマス受入れに係る汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の産業廃棄物設置許可及び更新手続き」に係る関連機関との協議業務は、契約範囲外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、資料作成等のご協力をお願いします。
30	質問	要求水準書	優先交渉権者が行う業務範囲	10	第2	3	(4)	2)	優先交渉権者が行う「②測量調査、地質調査、埋設物調査、汚泥性状試験等」について、募集要項で示されている設計業務委託費の参考額の中で行う業務でしょうか。	参考額は事業費の目安を示すものであり、この金額でできる調査を実施するという理解ではありませんので、注意してください。要求水準書で示す各種調査は、設計業務において、工事請負事業者が円滑に業務を進めるために必要となる調査の一切を指します。
31	質問	要求水準書	優先交渉権者が行う業務範囲	10	第2	3	(4)	2)	優先交渉権者が行う「②測量調査、地質調査、埋設物調査、汚泥性状試験等」について、調査方法や調査範囲が事業者の想定を越えた場合、設計変更協議は可能でしょうか。	本市の想定を超えた場合、設計変更又は別途発注の協議を行います。
32	質問	要求水準書	施工期間	12	第2	4			表2.4.1全体事業期間に各工事の期間を青線で表現されていますが、青線の範囲内であれば着工および完了の時期は事業者の提案によるの理解で宜しいでしょうか。	表2.4.1全体事業期間の表現は各工事の着手から完了期間を青線で表現しています。ご質問の着工を現場施工開始日と解釈した場合は、事業者の提案によります。ただし、完了は第2の4項の各号に示す完了日以内としてください。
33	質問	要求水準書	産業廃棄物処理施設設置許可時期	13	第2	4	(4)		既存の汚泥脱水設備及び汚泥焼却施設の産業廃棄物処理施設設置許可の取得予定時期をご教示お願い致します。	令和6年3月31日までの取得を想定しています。
34	質問	要求水準書	事業期間	13	第2	4	(4)	1)	既存の汚泥脱水設備の産業廃棄物処理施設設置許可とは、どのような意味でしょうか。汚泥脱水機の更新に伴い、設備能力等が変更になりますが、更新施設に関する設置許可の変更手続き等は不要あるいは業務範囲外との理解で宜しいでしょうか。	初めに既存施設での産業廃棄物処理施設設置許可を取得します。汚泥脱水機更新時に必要に応じて、本市が設置許可の変更等手続きを実施します。
35	質問	要求水準書	公害防止基準	13	第3	4			公害防止基準における敷地境界とは、東灘処理場の敷地境界ではなく、各産業廃棄物処理施設の敷地境界と言う理解で宜しいでしょうか。	要求水準書P.21に記載されている公害防止基準における敷地境界は、要求水準書P.5の図2.2.1に示す東灘処理場の敷地境界を指します。具体的な測定箇所については、優先交渉権者決定後の協議事項とします。
36	質問	要求水準書	関係法令及び基準・仕様等	16	第3	2			『消化ガス有効利用設備は、(2)に示す基準、仕様等の適用対象外とする。』と記載がありますが、P43(7)には『機械・電気設備の耐震設計に当たっては「下水道施設の耐震対策指針と解説」及び一般仕様書に準拠する』と記載があります。消化ガス有効利用設備については、民設民営ですので、同指針及び一般仕様書の適用は除外されるものとし、それ以外の事業では機械・電気設備について、同指針及び一般仕様書に準拠するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	質問	要求水準書	準拠仕様	18	第3	2	(2)	2)	機械・電気設備関係の準拠仕様として「下水道設備(機械・電気)工事一般仕様書(神戸市建設局)」、「機械設備機器標準仕様書(神戸市建設局)」等の記載がありますが、維持管理面、コスト面等で合理的な説明ができる場合はこれらの仕様以外の材質等を提案することは可能と考えてよろしいでしょうか。(例えば、流体に対する配管材質選定において仕様書には記載の無いより合理的な材質を提案するなど)	原則として、一般仕様書、標準仕様書を準拠としますが、合理的な説明ができる場合は設計時の協議事項とします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
38	質問	要求水準書	各種届出	20	第3	2	(3)		表3.2.1(2/2)に、高圧ガス保安法について記載があります。本事業における維持管理業務において、高圧ガス取り扱いに関する有資格者の配置は必要でしょうか。	要求水準書第6の10項に記載するとおり、作業ごとに必要となる有資格者を配置してください。
39	質問	要求水準書	契約不適合責任期間	20	第3	3	(2)		修繕業務が2年とありますが、維持管理・運営事業者の責において発生した不適合との理解でよろしいでしょうか。また、その証明責任は、貴市にて行うとの認識でしょうか。	前者の質問はご理解のとおりです。後者の質問にある立証責任は、事業者となります。
40	質問	要求水準書	契約不適合責任期間	20	第3	3	(2)		契約不適合責任期間の起算日である「工事目的物の引渡しを受けた日」について、段階的更新を行う汚泥脱水機等は貴市が部分引渡しを受けられた日との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	質問	要求水準書	維持管理時の各種規制	23	第3	4	(2)	1)	騒音規制に関し、測定箇所は協議とのことですが、事業費算出に必要なため、現状お考えの維持管理・運営期間中の測定頻度と測定箇所数をご教示願います。また、測定に関してはP76表6.3.11に計量証明が必要との記載がございますが、具体的な項目および規制値をご教示願います。	ご質問に対して、以下のとおり回答します。 1) 測定箇所：直近の敷地境界線上 2) 測定頻度及び項目：配布資料7を参照ください。 3) 規制値：表3.4.4の基準値を満足してください。
42	質問	要求水準書	維持管理時の各種規制	23	第3	4	(2)	2)	振動規制に関し、測定箇所は協議とのことですが、事業費算出に必要なため、現状お考えの維持管理・運営期間中の測定頻度と測定箇所数をご教示願います。また、測定に関してはP76表6.3.11に計量証明が必要との記載がございますが、具体的な項目および規制値をご教示願います。	ご質問に対して、以下のとおり回答します。 1) 測定箇所：直近の敷地境界線上 2) 測定頻度及び項目：配布資料7を参照ください。 3) 規制値：表3.4.5の基準値を満足してください。
43	質問	要求水準書	維持管理時の各種規制	24	第3	4	(2)	3)	悪臭基準に関し、測定箇所は協議とのことですが、事業費算出に必要なため、現状お考えの維持管理・運営期間中の測定頻度と測定箇所数をご教示願います。また、測定項目に関しては、P76表6.3.11に示された臭気指数、硫化水素濃度と理解してよろしいでしょうか。	ご質問に対して、以下のとおり回答します。 1) 測定箇所：直近の敷地境界線上 2) 測定頻度：配布資料7を参照ください。 3) 測定項目：悪臭に関しては臭気指数が必須項目となります。
44	質問	要求水準書	前提条件書の提出時期と承諾時期	25	第4	3	(1)	④	実施設計の体制検討にあたり、神戸市殿で想定されている、「前提条件書」の提出時期と承諾時期をご教示願います。	要求水準書第4の3項の手順に従って設計を進めることとなります。このため、優先交渉権者から不明点、不確定要素、課題及び課題に対する対応策（案）等の資料の提出を受けた後、順次協議を開始しますので、同項（1）の①から③に示す資料等を優先交渉権者が提出する時期によることとなります。かかる作業に対し、本市は可能な限り協力し、かつ提出物に対し、不明点や疑義等がなければ、速やかに決定するように努めます。
45	質問	要求水準書	実施設計の手順	25	第4	3	(1)	④	前提条件書の具体的な記載事項（対象となる業務、記載項目、内容等）として想定されているものをご教示ください。	No.44の回答を基に、前提条件を作成していくこととなりますが、具体的な記載事項については、各事業者から技術提案書を受領後、優先交渉権者決定までに本市で決定し、優先交渉権者決定後速やかに提示するようにします。
46	質問	要求水準書	各種資料の提出時期	27	第4	3	(2)		表4.3.1の各種資料の提出時期につき、ご教示願います。	No.44及びNo.45の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
47	質問	要求水準書	実施設計成果の取扱い	28	第4	4	(2)	2)	市に譲渡するのは、あくまでも設計成果物の著作権であり、当初優先交渉権者の保有技術等を次順位交渉権者に許諾するかは、当初優先権者の判断と言う理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	意見	要求水準書	実施設計成果の取扱い	28	第4	4	(2)	2)	実施設計成果は、当初優先交渉権者の各種ノウハウが含まれており、競合である次順位以下の交渉権者への開示は不相当で、当然保護されるべきと考えます。	No. 47の回答を参照ください。
49	意見	要求水準書	当初の優先交渉権者の実施設計成果の取扱い	28	第4	4	(3)		実施設計成果が優先交渉権者と競合する企業に開示されるとすると、優先交渉権者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されることとなり、企業としての存続を脅かされることになりかねません。このような情報が開示されることは承服いたしかねますので、ご了承の程宜しくお願いいたします。	No. 47の回答を参照ください。
50	質問	要求水準書	消化タンクの加温システムの基準、仕様	30	第4	5	(2)	2)	「優先交渉権者は、消化タンクの加温システムについて提案を行うこと。」とあり、「別途必要となる燃料（消化ガス、クリーン A 重油、LPG 等）については、消化ガス有効利用事業にて調達すること。」とあります。加温システムは、消化ガス有効利用設備の付帯設備と理解し、第3.2.(2)に示す基準、仕様等の適用対象外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、汚泥処理設備等の本市所有設備との取り扱いに関与する箇所については、協議事項とします。
52	質問	要求水準書	消化ガス発生量の実績	40	第4	6	(3)	3)ク	図4.6.8消化ガス発生量実績はB-DASH等による外部からバイオマスなどの受け入れは実施していない時期のデータと理解してよいでしょうか。	本消化ガス発生量実績は、バイオマスの受け入れを実施している時期のデータとなります。ただし、バイオマス受け入れによる消化ガス発生量の増加率は、1%程度です。
53	質問	要求水準書	電気	45	第5	1	(2)	1)	市が設置している作業用電源盤の位置及び、MCCB容量(空き)をご教示ください。	作業用電源盤は、脱水機棟に11ヵ所、濃縮機棟に2ヵ所、消化タンク補機棟に4ヵ所、ガス精製装置用に1ヵ所の計18ヵ所あります。その内、脱水機棟の3ヵ所を除く、15ヵ所は普段使用していない電源盤になります。詳細は、別紙1「作業用電源設置箇所」のとおりです。
54	質問	要求水準書	工事期間中のユーティリティ電気	45	第5	1	(2)	1)	参考までに、設置されている作業用電源盤のMCCB容量をご教示ください。また、御市が定期的に使用される予定がありましたら使用頻度と使用時間をご教示ください。	作業用電源盤の使用用途としては、現状、汚泥委託業者の定期的な作業で3か所程使用しております。MCCB容量、使用頻度、使用時間、使用場所は添付資料別紙1「作業用電源設置箇所」のとおりです。なお、現状、本市では定期的に使用しておりません。
55	質問	要求水準書	工事期間中のユーティリティ条件 汚水排水	45	第5	1	(2)	4)	工事事務所、作業員トイレなどからの排水については生活排水として免除いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	質問	要求水準書	工事期間中のユーティリティ条件 汚水排水	45	第5	1	(2)	4)	生活排水及び工事中排水の接続先をご教示ください。	優先交渉権者決定後の協議事項とします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
57	質問	要求水準書	施工前の許認可	45	第5	1	(3)		要求水準書9,10頁に記載の業務範囲では、市、優先交渉権者の業務範囲となっています。産業廃棄物処理施設設置許可については、市の業務範囲で関連するリスクは市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	質問	要求水準書	工程管理及び施工管理	46	第5	1	(5)	③	ここにいう「本市の示す基準」とは、汚泥脱水設備及びバイオマス受入設備につき、第3の(2)の基準、仕様等を指す(要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答No.67)とのことですが、第3第2項(2)(17頁～18頁)記載の基準、仕様等を指すと理解して相違ありませんでしょうか。	本市の示す基準とは第3第2項(2)の基準、仕様等以外に表4.3.1(27頁)にある各種契約書に位置付けられる内容も含まれます。
59	質問	要求水準書	検査対応	47	第5	1	(10)		汚泥脱水設備及びバイオマス受入設備につき、部分検査(工事請負契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去)第37条第1項、第29条第2項)の上、部分引渡し(同契約書(案)第37条第1項、第29条第4項)を行うことを予定されているものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	質問	要求水準書	検査対応	47	第5	1	(10)		部分検査及び部分引渡しの対象となる「指定部分」工事請負契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去)第37条第1項)をご教示ください。	実施設計後に、事業者からの技術提案内容を踏まえ、当該契約に基づき指定します。
61	質問	要求水準書	検査対応	47	第5	1	(10)		「本市の検査に合格したときは…建設目的物の引渡しを行う」とあり、引渡条件は完成検査又は部分検査の合格である(要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答No.69)とのことですが、完成検査、部分検査、立会検査(57頁)、試運転及び性能試験それぞれの実施時期をご教示ください。	試運転及び性能試験(立合検査(現場)を含む。)を経た後、完成検査、部分検査等は技術提案時のスケジュールにより決定するものとし、詳細時期は工事請負契約後の協議事項とします。
62	質問	要求水準書	各種許認可及び申請等	48	第5	2	(3)	1)	産業廃棄物処理施設設置許可に関連する事業用地の各種許認可及び申請等は、市の業務範囲で関連するリスクは市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	質問	要求水準書	既設流用	49	第5	3	(1)	④ア	『既設流用を選択した機器等については～事業期間内に改築が必要となった場合には、事業者負担とする』と記載されていますが、既設流用した機器等が必要とされる機能を発揮できなくなったという判断も含めて、貴市と協議、双方合意の上、事業者の負担で改築するものと理解して宜しいでしょうか。	本市の承諾の上、事業者の負担で改築するものとします。
64	質問	要求水準書	脱水ケーキ含水率およびSS回収率	50	第5	3	(2)	4)	③に示された脱水ケーキ含水率およびSS回収率は、現施設においてはどのような測定方法で確認されていますでしょうか。	測定方法は下水試験方法(日本下水道協会)に基づいた試験法で含水率を測定しております。また、SS回収率は脱水供給汚泥量と蒸発残留物、脱水ケーキ量と含水率からそれぞれの固形物量を算出し、SS回収率を割り出しております。
65	質問	要求水準書	脱水ケーキの搬出	50	第5	3	(2)	4)⑤	⑤脱水ケーキの搬出について、搬出車両種類と1台当たりの搬出量、同時に搬出する車両の台数をご教示願います。	搬出車両種類に関しましては事種の仕様書を提示します。また、同時に搬出する台数は1～2台となります。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
66	質問	要求水準書	段階的な改築更新計画	50	第5	3	(2)	5)①	既設汚泥脱水機6台は、施工業務期間中に於いて制約無く消化汚泥の脱水運転が可能な認識で宜しいでしょうか。	施工業務による脱水機停止や維持管理業務による脱水機停止など事業者事由による運転可否を除き、制約はございません。ただし6号ベルトプレス脱水機は経年劣化が著しく、不具合が生じる可能性があるため、現状有人のときのみ運転可としています。
67	質問	要求水準書	段階的な改築更新計画	50	第5	3	(2)	5)③	改築工事における”使用しない既設”の撤去を行う”時期”とは、施工期間と維持管理期間のどちらを指すのでしょうか。	施工期間を指します。
68	質問	要求水準書	段階的な改築更新計画	50	第5	3	(2)	5)③	改築工事における既設の撤去を行う”使用しない既設”について、使用頻度や対象外機器など制約は無い認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	質問	要求水準書	段階的な改築更新計画	50	第5	3	(2)	5)③	リン回収に付随するスクリープレス脱水機はH24年度に設置されているため、工事期間中は標準耐用年数未達ですが、撤去可能でしょうか。	可能です。
70	質問	要求水準書	ストックマネジメント計画	50	第5	3	(2)	5)④	④ストックマネジメント計画を鑑み、とありますが、ストックマネジメント計画の報告書をご提示願います。	抜粋版を配布します。
71	質問	要求水準書	段階的な改築更新計画	50	第5	3	(2)	5)⑤	汚泥脱水機の段階的更新計画を検討するに際し、既設脱水機全台的停止可能時間をご教示願います。	施工において、全台を停止する前提が分かりかねますが、基本的に維持管理に過度な影響を与えない段階的更新計画をご提案ください。
72	質問	要求水準書	返流水	51	第5	3	(3)	4)	⑤に示された返流量と返流水質は、現施設においてはどのような測定方法で確認されていますでしょうか。	既設バイオマス受入設備では、返流水が発生しないため、測定しておりません。
73	質問	要求水準書	産業廃棄物	51	第5	3	(3)	4)	先日現場調査をさせていただいた際、グリーンスイーツ受入建屋内に多数のフレコンバックがありました。このフレコンバックの処分は貴市にて実施いただけたと考えて宜しいでしょうか。	本市により処分しますが、処分時期に関しては協議事項とします。
74	質問	要求水準書	設備計画	51	第5	3	(3)	4)⑧	使用予定のない既存設備の残置は可能と考えておりますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	質問	要求水準書	試運転及び性能試験	56	第5	5	(1)	1)	バイオマス受入事業においては、産業廃棄物の種類・量が日々変動するため、計画受入量での実負荷運転は難しいと考えます。試運転に用いる廃棄物の量・種類は、試運転実施前に協議頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	質問	要求水準書	消化ガス有効利用 消化ガス量計量	58	第5	6	(1)	②	消化ガス流量計の保守時における、バイパスラインの計量器については、同型計測器の2重化ではなく、簡易計量器(機械式/電池式の積算流量計)を設置する考え方で宜しいでしょうか。	本ラインの計量器と同等の精度であれば、簡易計量器を採用を認めます。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
77	質問	要求水準書	熱量の測定	58	第5	6	(1)	③	熱量の測定方法として想定している手法をご教示願います。	本市では、温水熱交換器と消化槽間の行きの水温と帰りの水温、温水の流量を測定し熱量を求めています。
78	質問	要求水準書	消化ガス有効利用 消化ガス量計量	58	第5	6	(1)	③	供給熱量の測定については、計量法に定める校正は不要と考えて宜しいでしょうか。（貴市との取引対象計器ではない）	ご理解のとおりです。
79	質問	要求水準書	消化ガス有効利用 消化ガス量計量	58	第5	6	(1)	③	供給熱量の測定位置は、消化ガス有効利用設備側に設置する考え方で宜しいでしょうか。それとも、消化設備熱交換器側で測定する必要がありますでしょうか。	本市では、No.77の回答に示す熱量を測定しています。このことを踏まえ、技術提案をお願いします。
80	質問	要求水準書	宿直者等	60	第6	3	(1)	1)	⑨に記載されている「宿直者等」について、役割は対象施設の警報対応と考えて宜しいでしょうか。	宿直者等の役割は、警報を含めた突発的な事故や故障などの初期対応を想定しております。
81	質問	要求水準書	宿直者等	60	第6	3	(1)	1)	⑨において「夜間などの事故・故障等の発生時には複数人で復旧対応すること」とありますが、「複数人」とは宿直者等を含めた人数と考えて宜しいでしょうか。	宿直者等を含めて復旧対応することは可能です。
82	質問	要求水準書	返流水の水質対策	61	第6	3	(1)	1)	実施方針(案)では返流水の水質対策としてポリ鉄の添加の記載がありましたが、今回ございません。これは返流水へのポリ鉄の添加は応募者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	現状、汚泥処理設備等からの返流水は、一旦汚泥脱水機種の廃液槽を経由しているため、その返流水対策を要求水準書P.63第6の3の(2)の②に記載しております。ポリ硫酸第二鉄は、最初沈殿池での硫化水素発生を抑制するためのものであり、その目的を果たすことができれば、添加方法について応募者からの提案も可能です。
83	意見	要求水準書	業務報告等	61	第6	3	(1)	6)	「第6の6項に定められた報告書等を本市に提出する」とありますが、該当箇所に報告書等に関する記述がありません。	第6の「5項」の誤りです。要求水準書を修正します。
84	質問	要求水準書	汚泥脱水設備 修繕業務	62	第6	3	(2)		修繕業務で土木、建築、建築設備が委託レベル2とありますが、定期修繕、突発的故障修繕、大規模修繕は業務範囲外との理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
85	質問	要求水準書	大規模修繕の定義	62	第6	3	(2)	表 6.3.1	表6.3.1の修繕業務の中に「大規模修繕」の表記がありますが、この表現は「3.用語の定義」への記載がありません。定義がありましたらご教示願います。	要求水準書から「大規模修繕」の表現を削除します。
86	質問	要求水準書	返流水への薬品 添加	63	第6	3	(2)	②	返流水の硫化水素対策として、ポリ硫酸第二鉄溶液を約50L/時添加しているとの記載があります。この添加量は、現状脱水設備の最大処理量(返流水)に対して必要十分な添加量という理解でよろしいでしょうか。	現状の参考値を示すものです。約50L/時のポリ硫酸第二鉄添加で不具合は、生じておりません。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
87	質問	要求水準書	汚泥脱水設備等から排出される排水	63	第6	3	(2)	②	返流水の管理について、具体的な水質管理項目をご教示願います。また、既設におけるポリ硫酸第二鉄の注入は一定注入されているものと解釈してよろしいでしょうか。	具体的な管理値は定めておりません。ポリ硫酸第二鉄は、最初沈殿池での硫化水素発生を抑制するためのものであり、その目的を果たすことができれば、添加方法について応募者からの提案も可能です。ポリ硫酸第二鉄の添加量は一定です。
88	質問	要求水準書	汚泥脱水設備等	64	第6	3	(2)	⑪	イに記載されている、事業者の負担により行う「改築」とは、63頁㉔に記載のとおり、更新は含まないものと理解して相違ありませんでしょうか。	用語の定義としては、ご理解のとおりです。ただし、施工期間中に改築を計画していない場合は、取替え及び修繕は事業者負担となります。
89	質問	要求水準書	下水道施設・設備情報システム	64	第6	3	(2)	⑫	貴市が運用する下水道施設・設備情報システムについて、具体的にどのような機能等を持ったシステムなのかご教示願います。	工事台帳、設備機器台帳、図面台帳、故障・不具合情報登録、保守・修繕履歴登録等の機能を有するものです。
90	質問	要求水準書	維持管理期間電力費	64	第6	3	(2)	⑬ ア	維持管理期間にて発生する電力使用料金については基準値を超過しない限り無償で供給いただけるものと考えますが、技術提案書様式別紙-1 維持管理費計算書では電力使用量に対する維持管理費が全額加算されています。こちらは基準値から超過しない限り計算から除外してよいと考えてよろしいでしょうか。また、その場合、計算書のシートについて修正をお願いします。	基準値から超過しない場合でも計算から除外しないでください。別紙1-1 維持管理費低減計算書は、「維持管理費の低減に対する取り組み」の評価に使用します。実際に必要と想定される電気使用量を記載するようにしてください。
91	質問	要求水準書	汚泥処理設備等及び汚泥脱水設備等に係る使用電力量の基準値	65	第6	3	(2)	⑬ ア	本項の使用電力量の対象となる機器は、汚泥処理設備等及び汚泥脱水設備等とのことですが、この範囲には一部既設利用や別途工事の対象範囲も含まれていると理解しています。既設利用や別途工事範囲の消費電力の詳細をご教示願います。また建築付帯設備（照明、換気ファン等）は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	建築付帯設備も使用電力量の対象範囲に含まれます。消費電力の詳細を配布します。また、要求水準書P65 表6.3.2 基準値の計算方法については修正します。
92	質問	要求水準書	砂ろ過水及び二次処理水	65	第6	3	(2)	⑬ ウ	砂ろ過水及び二次処理水の使用制限（最大水量）はありますか。	現状は使用制限を設けておりませんが、技術提案で使用予定量を提示してください。詳細は優先交渉権者との協議事項とします。
93	質問	要求水準書	電気	65	第6	3	(2)	⑬	ア、表6.3.2の基準値を算出する係数「原単位12.2kWh/m ³ 」は、定格運転時では超過しない程度に設定されているのでしょうか。算出根拠があればご教示ください。	設備の定格値からではなく、既設設備の過去5カ年の運転実績から算出しております。
94	質問	要求水準書	電気	65	第6	3	(2)	⑬	超過使用料の算出式の従量単価に含まれる電力量単価、燃料調整費および再エネ賦課金は不可抗力とみなされる変動的要素です。公告時点における、これらの単価を基準とする形で、単価の変動を貴市と精算できる仕組みを検討していただけませんか。	要求水準書のとおりとします。
95	質問	要求水準書	消化ガス精製設備の使用電力量	65	第6	3	(2)	⑬	消化ガス精製設備の使用電力量は維持管理・運営事業者が設置する電力量計による計測値とありますが、今回電力量計を設置しなければならないということでしょうか。	本市が電力量計を設置します。要求水準書を修正します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
96	質問	要求水準書	電力の超過使用料金	65	第6	3	(2)	⑮	表6.3.2に示される汚泥処理設備の電力原単位(12.2kWh/m ³)は、更新工事期間中における仮設設備の電力使用量については別途協議の上ご負担いただけたらと考えてよいですか。(コンベア更新時における汚泥搬送設備電力など)	更新工事期間中と維持管理期間中の原単位を変えることは、想定していません。ただし、事業者が提案する更新工事の切替計画及び仮設設備計画が適切な場合で、かつ電力原単位の乖離が著しい場合は、協議事項とします。
97	質問	要求水準書	こうべバイオガスステーションの業務	66	第6	3	(3)		こうべバイオガスステーションでの天然ガス自動車への充填業務の業務詳細、及び要求水準をご教示下さい。	充填業務の詳細については、資料配布します。要求水準については、要求水準書P.78第6章5項(2)5)を参照ください。
98	質問	要求水準書	汚泥処理設備等から排出される排水	67	第6	3	(3)	②	返流水の管理について、具体的な水質管理項目をご教示願います。	No.87の回答を参照ください。
99	質問	要求水準書	試運転及び性能試験	67	第6	3	(3)	⑦	配布資料8に示す法定点検等とありますが、法定点検以外の点検整備(例えば貴市別途改築の消化ガス精製装置の点検整備)も一覧に含まれていますので、維持管理業務の範囲で実施すべき業務と考えております。	配布資料8のとおりとし、法定点検以外も本事業の範囲とします。
100	質問	要求水準書	下水道施設・設備情報システム	67	第6	3	(3)	⑧	貴市が運用する下水道施設・設備情報システムについて、具体的にどのような機能等を持ったシステムなのかご教示願います。	No.89の回答を参照ください。
101	質問	要求水準書	上水	68	第6	3	(3)	⑭	上水使用料は基本料金は貴市負担、事業者は従量料金のみ負担という理解でよろしいでしょうか。また、量水器の資産は貴市、事業者、どちらでしょうか。	前者については、ご理解のとおりです。量水器の設置は事業者で行っていただきます。その資産の取り扱いについて、消化ガス有効利用設備用は事業者の資産とします。それ以外の設備用については本市の資産とします。
102	質問	要求水準書	バイオマス受入設備	69	第6	3	(4)		バイオマス受入れに係る受入料の金額は、事業者の提案によるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	質問	要求水準書	バイオマス受入設備から排出される排水	69	第6	3	(4)		表6.3.6に示された返流水の管理について、具体的な水質管理項目をご教示願います。	No.87の回答を参照ください。
104	質問	要求水準書	バイオマス受入設備 修繕業務	69	第6	3	(4)		修繕業務で土木、建築、建築設備が委託レベル2とありますが、定期修繕、突発的故障修繕、大規模修繕は業務範囲外との理解でしょうか。	No.84の回答を参照ください。
105	質問	要求水準書	下水道施設・設備情報システム	69	第6	3	(4)		バイオマス受入設備は新設となりますので、表6.3.6で示された下水道施設・設備情報システムについては貴市がシステムを導入されるものと思料いたします。具体的にどのような機能等を持ったシステムなのかご教示願います。	No.89の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
106	質問	要求水準書	消化ガス精製設備	69	第6	3	(4)	改築する消化ガス精製設備の仕様及び維持管理の詳細及び維持管理に関する要求水準をご教示ください。	消化ガス精製設備の改築は、令和5年度末に完了予定です。仕様等は、決定後に優先交渉権者へ通知します。維持管理の要求水準は、要求水準書P.78第6章4項4)を参照ください。既存の消化ガス精製設備の運転要領は、配布します。
107	質問	要求水準書	バイオマス受入設備の返流水	69	第6	3	(4)	表6.3.6「バイオマス受入設備の運転業務」中の「返流水の管理(水質等)」は、床面清掃や搬入コンテナの洗浄水等で少量(～数m ³ /日)程度であるため、水質分析は不要と考えております。	事業者の提案によるものとしますが、詳細は優先交渉権者決定後の協議事項とします。
108	質問	要求水準書	保全管理業務	69	第6	3	(4)	表6.3.6における「保全管理業務」におけるデータの蓄積の期間はどの程度でしょうか。	システムへの入力後は、入力元データを最低3年間、事業者で保管してください。
109	質問	要求水準書	保全管理業務	69	第6	3	(4)	表6.3.6における「保全管理業務」におけるデータの蓄積は委託者側で保管すると考えてよいでしょうか。	No.108の回答を参照ください。
111	質問	要求水準書	バイオマス受入設備	70	第6	3	(4)	運搬車両の場内待機場所について、協議させて頂きませんか。	優先交渉権者決定後の協議事項とします。
112	質問	要求水準書	清掃	70	第6	3	(4)	表6.3.6「環境整備業務」に周辺の清掃が業務範囲とありますが、清掃業務の具体的な範囲や頻度について、ご教示願います。	バイオマス受入に伴い、バイオマス受入設備、搬入動線及びその周辺が汚れた場合に、清潔さを保つために適宜清掃してください。
114	質問	要求水準書	バイオマス受入業務	70	第6	3	(4)	バイオマス受入事業において、廃掃法遵守及び緊急時対応が可能な体制が構築されていれば、事業運営体制及び人員配置等は事業者判断との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	質問	要求水準書	住民対応	70	第6	3	(4)	表6.3.6における「保全管理業務」における地域住民対応については、施設全体にかかる苦情等、事象によっては貴市ご協力を得ることは可能でしょうか。	住民対応において、民設及び民営部分に係る部分は、原則として、事業者が対応してください。本市はかかる協力を行います。また、基本契約書(案)の別紙5を修正します。
116	質問	要求水準書	設備使用料	70	第6	3	(4)	表6.3.7における「バイオマス受入設備の使用料について、一部使用の場合、使用料は現在記載頂いている530千円/月から減額されるでしょうか。	使用料は事業者の提案によるバイオマス受入設備の改築(撤去は含まない)の月額償却費です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
117	質問	要求水準書	バイオマス受入設備	70	第6	3	(4)	②	アに記載されている、事業者の負担により行う「改築」とは、63頁㊟エ記載のとおり、更新は含まないものと理解して相違ありませんでしょうか。	No.88の回答を参照ください。
118	質問	要求水準書	処分料	70	第6	3	(4)	⑤	バイオマス分の処分料について、余剰汚泥量等との混合汚泥を指すと記載ありますが、処分料の対象は混合汚泥に対してではなく、混合汚泥に含まれるバイオマス量に対してと理解しておりますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	質問	要求水準書	使用料	70	第6	3	(4)	⑤	使用料は改築する受入設備の月額償却費と要求水準書(案)に対する質疑でご回答がありましたので、既存設備の撤去費及び国の交付金を除いた額が使用料の対象になると理解しておりますが、相違ございませんでしょうか。	技術提案時は、ご質問の想定で事業計画を立案してください。
120	質問	要求水準書	使用料	70	第6	3	(4)	⑤	バイオマス受入棟を改造・修繕する場合、本事業の対象ではなく別途発注頂けるものと理解しておりますが、宜しいでしょうか。また、またその改修修繕費は使用料にも加味されないと理解しておりますが、宜しいでしょうか。	本事業はバイオマス受入設備の改築更新を想定しています。建築及び建築設備並びに土木(以下「建築等」という。)は対象外です。事業者の理由により、建築等を改築又は改築した建築等を修繕する場合は、事業者の負担となります。既存の建築等の修繕は、本市が負担します。なお、かかる負担を使用料に加算はしません。
121	質問	要求水準書	使用料	70	第6	3	(4)	⑤	土木・建築に係る修繕(レベル3相当)、更新については本事業の対象外と考え、使用料にも加味されないと理解しておりますが、宜しいでしょうか。	No.120の回答を参照ください
122	質問	要求水準書	使用料	70	第6	3	(4)	⑤	バイオマス受入設備は、国の交付金対象施設と理解しておりますが、相違ございませんでしょうか。	国の交付金対象と想定しておりますが、現時点では確定しているわけではございません。
123	質問	要求水準書	使用料	70	第6	3	(4)	⑤	バイオマス受入設備使用料は、国の交付金を除いた貴市実質負担額との理解ですが、相違ございませんでしょうか。	算出式は非公表です。
124	質問	要求水準書	バイオマス受入設備の返流水	70	第6	3	(4)	⑤	地域バイオマスは受入総量の6割以上を市内のバイオマスとすること、とありますが、割合については受入重量(t)ベースと考えればよいですか。	m ³ 又はtのいずれかで受入れ総量の6割を超えていれば問題ありません。
125	質問	要求水準書	電力単価	71	第6	3	(4)		表6.3.8 中に従量単価の設定金額が未記載です。ご教示ください。	従量単価は、表6.3.8内に記載のとおり算定式とするため、年度ごとに変動します。その為、記載しておりません。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
126	質問	要求水準書	受入バイオオマスの分析	71	第6	3	(4)	⑥	貴市への支払い額が適正なものと確認するための分析について、分析頻度・項目については事業者提案とします。	優先交渉権者決定後の協議事項とします。
127	質問	要求水準書	上水	71	第6	3	(4)	⑧	上水使用料は基本料金は貴市負担、事業者は従量料金のみ負担という理解でよろしいでしょうか。また、量水器の資産は貴市、事業者、どちらでしょうか。	No.101の回答を参照ください。
128	質問	要求水準書	土地使用料等	73	6	3	(5)	⑤	表6.3.10に記載の金額については、20年間固定との理解でよろしいでしょうか。	消化ガス有効利用設備土地使用料等については、毎年変動するものとします。本表に記載の金額は参考値と認識してください。要求水準書を修正します。
129	意見	要求水準書	消化ガスの最低購入量	73	第6	3	(5)	③	消化ガスの最低購入量が設定されていますが、受入バイオオマス由来以外の消化ガス発生量は、下水汚泥の量・性状に依存しており、事業者がコントロール出来ません。一方、消化ガスの有効利用事業は、事業収支における消化ガス量の影響が極めて大きく、供給量が一定を下回った場合の市のコスト負担等によるリスク分担をご検討頂くことは可能でしょうか。	最低購入量を下回った場合、消化ガス発生量の変動が、事業者の帰責事由によらないことを事業者が立証したうえで、リスク分担により対応することとします。
130	質問	要求水準書	消化ガスの最低購入量	73	第6	3	(5)	③	最低購入量（10,000m ³ /日を想定）と記載がありますが、消化ガス有効利用設備のメンテナンス等で最低購入量を購入できない日があります。様式4-12で消化ガス購入予定量はNm ³ /年で記載するようになっており、消化ガス有効利用契約書（案）にて、消化ガス購入量が消化ガス年間購入下限値に満たない場合は差に契約単価を乗じたものを違約金として支払うとあり、貴市と事業者で取り決める最低購入量は年間量と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	質問	要求水準書	消化ガスの最低購入量	73	第6	3	(5)	③	R5.6年度はバイオオマス受入前のため、R7年度以降に比べガス発生量が少ない見込みです。消化ガスの最低購入量をバイオオマスの受入を考慮して設定した場合、R5.6年度は未達となる可能性があります。未達となるのは事業者の責ではないため、バイオオマス受入開始前の最低購入量については別途協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	優先交渉権者決定後にラボ試験等を行い、消化ガスの発生量を算出した上で、最低購入量について協議とします。
132	質問	要求水準書	消化ガスの最低購入量	73	第6	3	(5)	③	最低購入量の規定がございますが、貴市が負われる、最低供給量の規定がない為、契約時に協議させて頂けると考えてよろしいでしょうか。	最低購入量と最低供給量は、同じ数値となります。消化ガス有効利用事業契約書（案）（施工業務、維持管理・運営業務）を修正します。
133	質問	要求水準書	消化ガス有効利用設備	73	第6	3	(5)	⑤	「占用許可等」とありますが、地方自治法第238条の4第7項に定める行政財産の使用許可を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。	神戸市公有財産規則（昭和44年10月1日）に基づき、使用許可を行うものです。
134	質問	要求水準書	土地使用料	73	第6	3	(5)	⑤	土地使用料の単価は、210円/m ² （月）は、210円/m ² （年）の間違いではないでしょうか。	月額単価です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
135	質問	要求水準書	土地使用料等	73	第6	3	(5)	⑤	表6.3.10に土地使用料のほか、「電柱ならびにその支柱、支線及び支線類」、「共架電線その他上空に設ける線類」の使用料のご提示があります。これらは貴市所有物のため、消化ガス有効利用設備の範囲外で、維持管理は事業者の業務範囲外との理解で宜しいでしょうか。	消化ガス有効利用事業で設置するもので、事業者の所有物となります。
136	質問	要求水準書	上水	73	第6	3	(5)	⑧	上水使用料は基本料金は貴市負担、事業者は従量料金のみ負担という理解でよろしいでしょうか。また、量水器の資産は貴市、事業者、どちらになりますでしょうか。	No.101の回答を参照ください。
137	質問	要求水準書	維持管理・運営事業者が実施する分析項目	75	第6	3	(6)		表6.3.11で、臭気指数は「対象施設からの排気」とありますが、対象施設とは具体的にどの施設かご教示願います。	配布資料7を参照ください。具体的な測定箇所は、優先交渉権者決定後の協議事項とします。
138	質問	要求水準書	維持管理・運営事業者が実施する分析項目	75	第6	3	(6)		表6.3.11で、ガス組成分析に関する具体的な分析項目をご教示願います。	配布資料7のとおりです。
139	質問	要求水準書	維持管理・運営事業者が実施する分析項目	75	第6	3	(6)		表6.3.11で、排ガスに関する具体的な分析項目をご教示願います。	配布資料7のとおりです。
140	質問	要求水準書	定期分析項目	76	第6	3	(6)	②	定期分析項目として脱水機供給汚泥(ポリ鉄添加後)とありますが、脱水機に供給する汚泥にポリ鉄を添加するかは応募者の提案によるものとなり、分析の要否も提案内容によると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	質問	要求水準書	運転管理指標	77	第6	4	(1)	1)	既設汚泥脱水機に関して、エ 脱水ケーキ含水率は81%以下として示されておりますが、P90 表3では80%未満と記載があります。どちらの数値を優先すればよろしいでしょうか。また、ケーキ含水率の数値は月平均で満たせばよろしかったでしょうか。	81%以下は本事業の要求水準であり、80%未満は現在の運転管理指標を指します。この指標は、月平均で管理するものとします。
142	質問	要求水準書	脱水ケーキの引渡しに係る管理	77	第6	4	(1)	2)	脱水ケーキの搬出作業は、貴市が別途契約する搬出業者の作業で、事業者は搬出時の立会い等を行うものと理解してよろしいでしょうか。	現状、搬出作業については、本市が別途契約する搬出業者が行っています。この際、事業者の立会いは行っておりません。必要と判断される場合は立会いを行ってください。搬出作業の部分については、要求水準を修正します。
143	質問	要求水準書	維持管理・運営	77	第6	4	2)		脱水ケーキの搬出にあたる、東部スラッジセンターの受入条件をご教示願います。	搬入時間は原則として毎日の6時から22時、使用する車両は積載量10トン車であり、1日最大約15台です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
144	質問	要求水準書	バイオマス受入設備	79	第6	4	(3)	②	バイオマスの運搬が維持管理・運営事業者の維持管理範囲に含まれる旨記載されていますが、運搬は排出事業者又は排出事業者が委託した第三者の業務範囲である（要求水準書（案）に係る質問・意見書に対する回答書No.89）とのことですので、上記記載は、事業者提案により、排出事業者から収集運搬を受託する場合を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。	要求水準書P.70 第6章3項（4）④をご参照ください。
145	質問	要求水準書	業務書類	81	第6	5	-	-	バイオマス受入設備、消化ガス有効利用設備は、民営のため“5 書類作成業等”は適用されないものであり、提出書類は優先交渉者決定後の協議によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	質問	要求水準書	通勤車両	84	第6	6			維持管理・運営に携わる事業者の通勤用車両を敷地内に駐車することは可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 自動車、自動二輪車・原動機付自転車その他の原動機付の交通用具）については、地方自治法第238条の4第7項の目的外使用許可を毎年度受け（通年での使用許可のみ可）、「行政財産の許可使用に関する使用料条例」、「神戸市公有財産規則」に規定する使用料を支払ってください。
147	質問	要求水準書	モニタリング	84	第6	8			貴市のモニタリング頻度はおよそどの程度でしょうか。1回/3か月程度と想定しています。	定期的なモニタリングは月間業務完了報告書をもとに実施し、必要に応じて随時追加で実施するものとします。
148	質問	要求水準書	モニタリング	85	第6	8			履行状況の評価手法についてご教示ください。点数化など基準があれば合わせてご教示ください。	要求水準書及び優先交渉者との協議で決定した水準を満たしているかどうかを評価基準とします。
149	質問	要求水準書	モニタリング	85	第6	8		④⑤	貴市が立入り検査及び検査の権限を有するとありますが、バイオマス受入設備及び消化ガス有効利用設備については、貴市から維持管理・運営業務を請け負うものではないため、これらの設備については、貴市による検査の対象外と理解しております。かかる理解に相違ありませんでしょうか。	バイオマス受入事業及び消化ガス有効利用事業ですが、業務内容が技術提案と要求水準書に適合しているか確認する必要があるため記載しております。
150	質問	要求水準書	統括責任者	85	第6	9		②	統括責任者は、募集要項で定める維持管理全業務に対し1名専任でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	質問	要求水準書	統括責任者	85	第6	9		②	「本業務以外の業務を行ってはならない」とありますが、所属会社等の研修、会議等の業務については対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、本業務に関するものに限ります。
152	質問	要求水準書	事業期間終了時の施設の状態	88	第7	2	(3)		施工対象設備の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することがない状態で貴市へ引き継ぐものと記載がありますが、目標耐用年数を過ぎたものは、対象外と考えてよろしいでしょうか。	目標耐用年数を過ぎたものについても原則、当該要件の対象とします。ただし、要求水準書P.88の第7章2項（3）に記載のとおり、本市又は本事業の次期契約の事業者の責に帰すべき事由に起因する場合を除きます。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
153	質問	要求水準書	消化ガス精製設備の運転管理指標	90	別紙-1	(4)			表4のタイトルが「汚泥脱水設備の運転管理指標」となっていますが、「消化ガス精製設備の運転管理指標」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	質問	要求水準書	精製ガス品質基準	90	別紙-1	(5)			精製ガスの品質は、業務範囲外の改築消化ガス精製設備の性能によるため、本事業の要求水準対象外という理解でよろしいでしょうか。	新たに導入する消化ガス精製設備は精製ガス品質基準を満たす性能を有するものとするため、本事業の要求水準対象とします。
155	質問	要求水準書	精製ガスの管理値	91	別紙-1	(5)	2)		表6のタイトルが「消化ガス精製設備の運転管理値」となっていますが、「精製ガスの運転管理値」と読み替えてよろしいでしょうか。	本表には、消化ガス精製設備で精製したガスの管理値を記載しております。
156	質問	要求水準書	配布資料1 年次別発生汚泥量の予測	表1-3, 1-4					表中において、「脱水機投入汚泥量＝消化タンク抽出汚泥量＋リン回収投入汚泥量」に見受けられます。消化タンク回収率100%より、タンク内の汚泥量は投入と抽出で同量と考えます。ここで、リン回収投入汚泥は消化汚泥の一部を分岐する認識ですが、リン回収設備内で別途表中の汚泥量が発生するのでしょうか。	配布資料1の年次別発生汚泥量の予測の表を修正します。正しくは消化タンク抽出汚泥量＝脱水機投入汚泥量となります。消化タンク抽出汚泥量の一部がリン回収投入汚泥量となり、リン回収された後の汚泥が脱水機投入汚泥へと戻ります。そのため、脱水機投入汚泥量は消化タンク抽出汚泥量に対し若干の変動があります。
157	質問	優先交渉権者選定基準	技術対話	1	2	3	(1)		技術対話は、応募者からのパワーポイント等を用いたプレゼンテーションは行わず、貴市及び応募者が双方に対話を行う形式との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	質問	優先交渉権者選定基準	評価項目と配点	6	5	2	(1)	表-2	維持管理費の低減に対する取組み及びCO2削減への取組みは定量評価となっていますが、消化ガス購入単価のように、評価方法について、ご教示願います。	評価方法は優先交渉権者選定基準第5の第2項記載のとおり、表-2を基に各項目の配点に対して、表-3に示す3段階の評価を実施します。評価基準については、優先交渉権者選定基準に追記します。
159	質問	様式集	別紙1-1						修繕費が小修繕、大規模修繕、突発修繕となっていますが、要求水準書P62表6.3.1では、定期修繕、突発的故障修繕、大規模修繕という表現になっています。語句の統一と各修繕の言葉の定義をご教示願います。	修繕費の内訳は、定期修繕と突発的修繕とします。様式集別紙1-1を修正します。
160	質問	様式集	提出書類	4		2	2-1	(1)	様式集4頁には「技術提案書は、様式第3-1号から第5-6号までの様式により作成し、～提出すること」とありますが、募集要項20頁、3)提出書類には、「様式3-1号、～第5-5号」と記載があります。提案書及び見積書提出時の提出書類は、様式5-6は不要との理解でよろしいでしょうか。	様式第5-6号は、設計業務の見積り合せ時に提出するものですので、技術提案書としては提出不要です。
161	質問	様式集	技術提案事項に関する確約書	様式第3-1号					技術提案事項に関する確約書は、グループ代表者のみではなく、グループ各社が捺印の上、提出が必要でしょうか。	代表者のみです。捺印は不要です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
162	質問	様式集	技術提案事項に関する確約書	様式第3-2号					技術提案書は、グループ代表者のみではなく、グループ各社が捺印の上、提出が必要でしょうか。	代表者のみです。捺印は不要です。
163	質問	様式集	市への収入効果	様式第4-12号					サイズと枚数をご教示願います。	A4×1枚に様式第4-12号のとおり記載してください。また、根拠資料をA3×1枚に記載してください。
164	質問	様式集	市への収入効果	様式第4-12号					提案書に記載する消化ガス年間購入予定量はバイオマス受入開始後の消化ガス発生量を想定した数値で記載したいと考えております。バイオマス受入前のR6,7年度はガス発生量が比較的少なく、消化ガス年間購入予定量が未達となる可能性があります。事業者の責ではないと考えるため、提案内容未達の責任は免除いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	No.131の回答を参照ください。
165	意見	様式集	設計技術費	様式第5-3号					様式第5-3号において、「※設計技術費は設計業務見積書（様式第5-2号）の範囲であるため、本見積りに計上しないこと。」とありますが、様式第5-2に含まれているのは、「資料7_設計業務委託契約書（案）別紙2の第1条」で定められている以下の実施設計業務であり、システム設計は含まれていません。 (1) 汚泥脱水設備等の実施設計業務 (2) バイオマス受入設備の実施設計業務 (3) 導管注入設備の実施設計業務 設計技術費とは「システム設計に係る従業員並びに間接工の給与手当等、及びシステム設計に係る管理費等を計上するもの」であることから、設計業務見積書（様式第5-2号）には含まず、工事費見積書（様式第5-3号）含むのが適切と考えます。	様式集を修正します。ただし、本事業は、設計業務及び施工業務を一体で行うことから、設計業務において、システム設計の一部を実施してください。
166	意見	様式集	設計技術費	様式第5-4号					様式第5-4号において、「※設計技術費は設計業務見積書（様式第5-2号）の範囲であるため、本見積りに計上しないこと。」とありますが、様式第5-2に含まれているのは、「資料7_設計業務委託契約書（案）別紙2の第1条」で定められている以下の実施設計業務であり、システム設計は含まれていません。 (1) 汚泥脱水設備等の実施設計業務 (2) バイオマス受入設備の実施設計業務 (3) 導管注入設備の実施設計業務 設計技術費とは「システム設計に係る従業員並びに間接工の給与手当等、及びシステム設計に係る管理費等を計上するもの」であることから、設計業務見積書（様式第5-2号）には含まず、工事費見積書（様式第5-4号）に含むという理解で宜しいでしょうか。	No.165の回答を参照ください。
167	質問	様式集	見積書(設計業務)	様式第5-6号					様式一覧において、本様式は見積り合せに係る様式とあります。募集要項P.20の提出書類に関する記載により、本様式の提出は見積書提出期限である令和3年12月22日ではないとの理解で宜しいでしょうか。	No.160の回答を参照ください。
168	質問	様式集	見積書(設計業務)	様式第5-6号					本様式を見積書と同時期（令和3年12月22日）に提出する場合の記載金額は、様式第5-2号(設計業務見積書)と同額との理解で宜しいでしょうか。	No.160の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
169	意見	基本協定書（案）	有効期間	2	5				時の経過による情報の陳腐化と情報管理の負担とのバランスの観点から、第10条の効力の存続期間を基本協定の終了から10年程度に限定していただきたく、ご検討をお願いいたします。	基本協定書（案）のとおり、事業終了までの期間とします。
170	質問	基本協定書（案）	価格等の交渉	2	6				本条にいう「事業費」とは、「（消化ガス有効利用事業を除く）」とされていますが、汚泥脱水設備等、バイオマス受入設備、導管注入設備（撤去）の施工に関する請負代金及び汚泥脱水設備等、汚泥処理設備等の維持管理業務に関する委託料の合計を指すもの、つまり本設計業務及びバイオマス受入設備の維持管理・運営業務に関するものは含まれないと理解して相違ありませんでしょうか。	事業費には、消化ガス有効利用事業及びバイオマス受入事業（維持管理・運営業務）は含まれませんが、要求水準書第4の4項の（1）③については、価格等の交渉に含まれます。
171	質問	基本協定書（案）	価格等の交渉	2	6	3			見積条件書等について、予定されている提出時期をご教示ください。本設計図書と同時に提出を求めるとはご予定でしょうか。	実施設計期間中及び価格等の交渉時に、必要に応じて見積条件書等の提出を求めます。
172	質問	基本協定書（案）	価格等の交渉	2	6	5			「予定事業規模」とは、貴市が予定される事業規模（事業想定額）を指す（要求水準書案に係る質問・意見書に対する回答書No.41）とのことですが、工事請負契約（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））及び維持管理業務委託契約（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）に基づき貴市が事業者を支払う対価の合計額として、貴市が想定されている金額を指すご趣旨との理解で相違ありませんでしょうか。	本市が事業者を支払う対価の想定は、参考額です。
173	質問	基本協定書（案）	価格等の交渉	2	6	5			「予定事業規模」とは、「参考額」の同義と考えて宜しいでしょうか。	一次審査に関する質問・意見書に対する回答書のNo.25の回答を参照ください。
174	質問	基本協定書（案）	価格等の交渉	2	6	5			「それぞれ見直しを行う。」とあるのは、貴市での参考額又は予定事業規模と優先交渉権者での見積条件書等のそれぞれという理解で宜しいでしょうか。	事業費調書及び見積条件書等を指します。
175	意見	基本協定書（案）	価格等の交渉	3	6	8			「設計業務完了後30日以内」とありますが、募集要項25頁③にあるとおり、休日を除き30日と明記していただきたく、お願いいたします。	基本協定書（案）のとおり、設計業務完了後30日以内が正ですので、募集要項のP.25の第3の8項の（5）の③の「30日以内（休日を除く。）」を「30日以内」に修正します。
176	質問	基本協定書（案）	契約手続等	3	7	2			貴市が作成される「予定価格」には、バイオマス受入設備に関する維持管理・運営業務を含まないものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	質問	基本協定書（案）	契約手続等	3	7	3			「工事請負契約第23に基づく請求」とは何を指すご趣旨かご教示ください。	見積りにおいて、機材別で内訳を提出せず、一式の金額で価格等が交渉した工種等については、工事請負契約書（案）第23条に示す請負代金額の変更ができないという趣旨です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
178	質問	基本協定書（案）	価格等の交渉の不成立	3	8	2			優先交渉権者が負担する「本協定の履行に関し既に支出した費用」は、優先交渉権者が支出したものに限りものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	質問	基本協定書（案）	価格等の交渉の不成立	3	8	3			消化ガス有効利用事業契約（設計業務）の解除後の措置・効果についてご教示ください（本消化ガス有効利用事業契約（設計業務）にてそれに関する規定がありません）。	消化ガス有効利用事業契約（設計業務）が同契約第8条第3項に従って解除された場合、本市は、引渡しを受けた設計業務の成果物を返却することになります。
180	意見	基本協定書（案）	秘密保持等	3	10				優先交渉権者のみが秘密保持義務を負うこととされていますが、優先交渉権者が基本協定の履行に関して貴市に開示する情報にも、秘密保持が必要なものが含まれることから、貴市と優先交渉権者の双方が義務を負う双務規定に変更いただきたく、ご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。 本市については、地方公務員法第34条（秘密を守る義務）に規定されています。
181	意見	基本協定書（案）	秘密保持等	3	10				以下の情報は秘密情報とならない情報ですので、本条の適用を除外していただきたく、お願いいたします。 ・知得する以前に公知であったもの ・知得する以前から保有していたもの ・知得した後受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの ・正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得したもの ・相手方の秘密情報によらずに独自に創出したもの	原案のとおりですが、個人情報や秘密に係る情報に該当しない情報は適用除外です。
182		基本協定書（案）	秘密保持等	3	10				価格等の交渉等によって優先交渉権者から提示する情報には、優先交渉権者の秘密情報が含まれますので、貴市におかれましても、これらの情報については、第10条と同等のお取り扱いを頂きますようお願いいたします。	原案のとおりとします。 本市については、地方公務員法第34条（秘密を守る義務）に規定されています。
183	質問	基本協定書（案）	後継企業の確保	4	13				後継企業を探しきれなかった場合においても、事業者にはペナルティは無いものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	質問	基本契約書（案）	公共性及び民間事業の趣旨の尊重	2	3	2			「構成企業」とありますが、本項のご趣旨としては民間事業者が実施することに鑑みて、とのご趣旨でしょうか。	募集要項の第3の4項の(1)の①に示すように、本事業はアからエに示す構成企業が主体的に本事業を実施することを鑑み規定したものです。
185	質問	基本契約書（案）	役割分担	3	5		5		「構成企業のいずれか又は複数の責に帰すべき事由によって、他の構成企業に損害が発生した場合は…損害を被った構成企業は、本市に対して損害の賠償を求めることはできない」とありますが、構成企業の帰責事由と貴市の帰責事由が競合する場合は、貴市の帰責の度合いに応じ、貴市にて当該損害をご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	構成企業と本市のリスク分担については、各種契約書の規定に従って判断するものです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
186	質問	基本契約書（案）	施工	3	7	3		工事請負事業者が連帯して負担する「維持管理事業者が維持管理業務委託契約に基づき負担する汚泥脱水設備等に関する性能保証の履行」とは、維持管理業務委託契約書（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）委託契約約款付加条項第20条に基づき負担する、改善等の義務を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご指摘の条項に加え、工事請負契約約款特約事項第2条第2項に示す内容を求めるものです。
187	質問	基本契約書（案）	施工	3	7	3		工事請負事業者が連帯して負担する「バイオマス受入事業者がバイオマス受入事業契約に基づき負担するバイオマス受入設備に関する性能保証責任の履行」とは、バイオマス受入事業契約書（維持管理・運営業務）第18条第3項に基づき負担する改善措置をいうものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご指摘の条項に加え、工事請負契約約款特約事項第2条第2項に示す内容を求めるものです。
188	質問	基本契約書（案）	施工	4	7	6		汚泥脱水設備等、バイオマス受入設備のいずれについても、性能保証を履行できない原因が、工事請負事業者及び維持管理事業者又はバイオマス受入事業者のいずれにも責に帰すべき事由がないことを明らかにした場合には、第3項の責任を免れるものと理解して相違ありませんでしょうか。	汚泥脱水設備等は、工事請負事業者又は維持管理事業者、バイオマス受入設備は、工事請負事業者又はバイオマス受入事業者のいずれにも責に帰すべき事由がないことを明らかにした場合には、第3項の規定は適用しません。
189	質問	基本契約書（案）	バイオマス受入設備受入事業（維持管理・運営業務）	5	9	2		「バイオマス受入事業契約に基づき負担するバイオマス受入設備に関する性能保証」とはバイオマス受入事業契約書（維持管理・運営業務）第17条に定められている「要求性能水準」をいうものと理解して相違ありませんでしょうか。	バイオマス受入事業契約書（案）（維持管理・運営業務）第1条第1項に定める要求水準書等、前提条件書等、設計成果物、提案図書で定める性能を保証するものとして理解してください。
190	質問	基本契約書（案）	消化ガス有効利用事業（施工業務、維持管理・運営業務）	5	10	2		「消化ガス有効利用事業契約に基づき負担する性能保証義務」とは消化ガス有効利用事業契約書第31条に定められている「要求性能水準」をいうものと理解して相違ありませんでしょうか。	消化ガス有効利用事業契約書（案）（施工業務、維持管理・運営業務）第1条第1項に定める要求水準書等、前提条件書等、設計成果物（消化ガス有効利用設備）、提案図書で定める性能を保証するものとして理解してください。
191	質問	基本契約書（案）	後継企業の確保	5	11			後継企業を探しきれなかった場合においても、事業者にはペナルティーは無いものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	質問	基本契約書（案）	再委託等	5	12			市の同意があれば、業務の一部を再委託あるいは下請けを可能とすることをご検討頂けませんでしょうか。	各種契約書記載のとおりですが、市の承諾が必要となります。バイオマス受入事業（維持管理・運営業務）及び消化ガス有効利用事業（設計業務、施工業務、維持管理・運営業務）については事業者の判断に委ねます。
193	質問	基本契約書（案）	再委託等	5	12			バイオマス受入事業において、現場作業に従事する作業員については、SPCを設立した場合、SPCから第三者へ再委託し又は下請けすることは可能として頂けませんでしょうか。	再委託又は下請けは可能ですが、処分業取得の取り扱いについては、関係部局との協議が必要となります。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
194	意見	基本契約書（案）	損害賠償と連帯保証	6	14	2		各契約に伴う業務は、各構成員がそれぞれの役割に対し責任をもって実施するものであり、かつ各業務の実施期間も異なるため、当該契約の契約者以外の連帯保証範囲をご検討頂けませんか。	各契約書で規定する損害賠償、違約金、その他の金銭債務の期間が適用されます。
195	意見	基本契約書（案）	損害賠償と連帯保証	6	14	5		構成企業が第2項の連帯保証債務を履行した場合において、貴市が請求したときは、代位による権利又は順位を貴市に無償譲渡する義務が課されていますが、本項に基づく代位に係る権利の不行使及び求償権の不行使の義務で十分と思料いたしますので、当該部分は削除いただくことをご検討お願いいたします。	基本契約書（案）第14条第5項は、構成企業が連帯保証債務を履行した場合に取得する代位請求権を主債務者に行使すると、主債務者が倒産する可能性が高まるため、かかる代位行使の禁止の実効性を高める目的で、請求権の譲渡を定めています。このため、本市において、譲渡を受けた権利を行使することは想定していません。原案のとおりとします。
196	質問	基本契約書（案）	損害賠償と連帯保証	6	14	5		構成企業が第2項の連帯保証債務を履行した場合において、貴市が請求したときは、代位による権利又は順位を貴市に無償譲渡する義務が課されていますが、（上記No.116での質問に対し、もし削除不可とのご回答いうことであれば）貴市において譲渡を受けた権利を行使しない点をお約束いただけますでしょうか。この点、契約書に明記いただきたく、お願いいたします。	No. 195の回答を参照ください。
197	質問	基本契約書（案）	損害賠償と連帯保証	6	14	6		主たる債務が事後的に加重された場合、民法第448条第2項により、連帯保証人である構成員の保証債務については加重されないものと理解していますが、かかる理解に相違ありませんでしょうか。	基本契約書（案）第14条第6項は、民法第448条第2項の特則として、主債務が変更された場合、当該変更により連帯保証債務の内容も変更されることを規定したものになります。
198	意見	基本契約書（案）	損害賠償と連帯保証	6	14	6		主債務の内容が変更された場合は、連帯保証債務を負う企業に対して、変更の内容を通知していただきたく、お願いいたします。	本市が、変更内容を通知することはありません。構成企業間でご対応ください。
199	質問	基本契約書（案）	別紙5 リスク分担保表	6	15			施設、設備の契約不適合による事故に関する第三者賠償リスクにつき、本事業で新規に設置する施設、設備については構成企業が負担することとされていますが、構成企業がかかるリスクを負担するのは、工事請負契約（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））において定められた契約不適合責任期間中に限られるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	意見	基本契約書（案）	別紙5 リスク分担保表	6	16			施設、設備の老朽化・劣化に関する第三者賠償リスクにつき、本事業で新規に設置する施設、設備については構成企業が負担することとされていますが、これらの施設、設備のうち事業者が所有する消化ガス有効利用設備を除くものについては、 ・設計、施工に関して契約不適合がないか、契約不適合責任期間が経過しており、かつ、 ・当該施設、設備に対する維持管理業務又は維持管理・運営業務に関して義務の不履行がない場合は、かかるリスクは貴市においてご負担いただきたく、お願いいたします。	基本契約書（案）別紙5の※2に示す内容を基に、負担者を決定します。ただし、かかる帰責事由が甲又は乙に特定できない場合は、※1に基づき、適切な負担者を決定します。
201	質問	基本契約書（案）	契約の終了	7	15	2	2	「その他の理由で終了」とありますが、工事請負契約が工事目的物の完成により終了した場合は、本項の適用は除外されとの理解で相違ありませんでしょうか。この理解で相違なければ、その旨明記いただきたく、お願いいたします。	ご理解のとおりです。基本契約書（案）第15条第2項第2号については、以下の通り変更いたします。 「（2）締結している工事請負契約、維持管理業務委託契約、バイオマス受入事業契約、消化ガス有効利用事業契約のいずれかが解除その他の理由で終了した場合（但し、工事請負契約がその契約目的達成により終了する場合を除く。）」

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
202	質問	基本契約書（案）	リスク分担	7	20			「甲」、「乙」とするのは、それぞれ「本市」、「構成企業」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。基本契約書（案）を修正します。
203	質問	基本契約書（案）	リスク分担	7	20	1		「各契約に関する責任は、原則として乙が負う」とは、各構成企業が、第6条第1項各号に定める契約のうち自己が当事者であるものにつき、当該契約において定められた自己の義務を、自己の責任をもって履行する、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	質問	基本契約書（案）	別紙5 リスク分担保表	7	34			貴市と優先交渉権者との価格交渉が成立しない場合のリスクを優先交渉権者が負担することとされていますが、かかる場合は、貴市及び優先交渉権者が、それぞれ自己に生じる損害や費用を負担するものと理解しています。かかる場合に優先交渉権者が負担するリスクとして、具体的にどのようなものを想定されているのかご教示ください。	本事業に対する事前準備に係る費用、消化ガス有効利用事業における設計業務費用などを想定し、かかるリスクを優先交渉権者負担と考えています。
205	意見	基本契約書（案）	別紙5 リスク分担保表	7	54			電気・上水等の供給停止に関するリスクにつき、構成企業が主たるリスクを負担し、貴市が従たるリスクを負担することとされていますが、維持管理・運営業務において、電気及び上水の供給は貴市が行う業務範囲とされている（要求水準書10頁㉓ウ及びエ）ことから、主たるリスクは貴市においてご負担いただきたく、お願いいたします。	本事業の業務範囲において、事業者の帰責事由による電気及び上水の停止に関するリスクとして、ご理解ください。基本契約書（案）別紙5を修正します。
206	質問	基本契約書（案）	別紙5 リスク分担保表	7	56			維持管理・運営段階で施設・設備等に関して契約不適合が見つかった場合のリスクにつき、本事業で新規に設置する施設、設備については構成企業が負担することとされていますが、構成企業がかかるリスクを負担するのは、工事請負契約（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））において定められた契約不適合責任期間中に限られるものと理解して相違ありませんでしょうか。	工事請負契約（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））に基づいて設置する施設、設備及び維持管理業務委託契約（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）に基づいて行う修繕業務も含まれます。
207	質問	基本契約書（案）	別紙5 リスク分担保表	7	58			施設・設備の老朽化、通常劣化によるコスト増大のリスクにつき、本事業で新規に設置する施設、設備については構成企業が負担することとされていますが、本事業で新規に設置する施設、設備であっても、目標耐用年数経過後は、維持管理及び維持管理・運営の委託レベルが引き下げられる（要求水準書64頁㉑ウ、70頁㉒イ）ことから、当該経過後はかかるリスクは貴市にてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	施設・設備の運転を継続する上で、機能、性能及び能力を満足させる必要があります。この前提を基に、施設・設備の老朽化、通常劣化によるコスト増大として本市が想定している事象は修繕であり、かかるコストについては、委託レベルを引き下げることで、本市で対応することとしています。ただし、設計図書、前提条件書、各契約で定めている点検、調査、報告、維持管理を適切に行っていない場合は、事業者の負担となります。
208	意見	基本契約書（案）	別紙5 リスク分担保表	7	62			汚泥供給は、乙でコントロールできないため、あらかじめ定めた範囲外の変動は全て甲負担として頂たく、ご検討をお願い致します。また、経営に大きな影響があるため、消化ガス購入単価も見直し項目としてご検討頂たく存じます。	原案のとおりとします。
209	質問	基本契約書（案）	別紙5 リスク分担保表	8	※4			不可抗力によるリスクにつき、「甲に追加費用その他損害が発生した場合」とありますが、追加費用や損害は、主に業務を行う乙において発生するものと思料いたしますので、「本市又は構成企業に追加費用その他損害が発生した場合」と変更いただきたく、お願いいたします。	各契約書（案）で定める不可抗力に係る条項によるものとします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
210	質問	基本契約書（案）	別紙5リスク分担保表	8	※4			不可抗力に関する注釈※4で、「一定の金額」とありますが、各契約に具体的な規定が明示されておりませんので、ご教示願います。	工事請負契約書（案）（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））第28条で規定、維持管理業務委託契約書（案）（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）別紙2委託契約約款付加条項第18条及び第21条で規定、バイオマス受入事業契約書（案）（維持管理・運営業務）第36条、第37条及び第38条で規定、消化ガス有効利用事業契約書（案）（施工業務、維持管理・運営業務）第51条、第52条及び第53条で規定しています。
211	質問	基本契約書（案）	別紙5リスク分担保表	8	※5			注釈※5で、「一定範囲内の変動」については優先交渉権者決定後の協議とのことですが、現時点でのお考えがございましたらご教示願います。	優先交渉権者決定後の協議事項とします。
212	質問	基本契約書（案）	別紙5リスク分担保表	8				本別紙中、「甲」、「乙」とあるのは、それぞれ「本市」、「構成企業」の誤記でしょうか。	表-1の下部に「本市」、「該当する構成企業」と記載しております。
213	質問	基本契約書（案）	別紙5リスク分担保表	8	63			消化ガス供給（消化ガスの性状及びガス発生量）に関するものについて、リスク分担保は、※5が注記されておりますが、※6の間違ひではないでしょうか。	消化ガス供給は維持管理業務に含まれておりますので、※5です。
214	質問	基本契約書（案）	別紙5リスク分担保表	8	63			消化ガス供給（消化ガスの性状及びガス発生量）に関するものについて、リスク分担保は、※5が注記されておりますが、一定の範囲内の変動は乙の負担とすると記載があります。詳細については、優先交渉権者決定後の甲及び乙の協議によるとありますが、一定の範囲内という数値幅も含めて、交渉と考えてよろしいでしょうか。また、提案書提出時は、一定範囲内とい数値幅が不明の為、数値幅を事業者側で前提条件を付けて提案致しますが、よろしいでしょうか。	一定の範囲内＝消化ガス最低供給量及び消化ガス最低購入量となります。詳細は優先交渉権者決定後の協議事項とします。
215	質問	基本契約書（案）	別紙5リスク分担保表	8	68			乙側のリスクとして、「No. 68 バイオマス受入に関するもの（性状及び量）」が、実施方針（案）から新たに追加されましたが、具体的にどのようなリスクを想定されているのか、ご教示願います。	バイオマス受入設備の仕様、能力は、事業者の受入れバイオマス量及び性状によって決まります。この前提を踏まえ、バイオマス受入量や性状変化による後段施設・設備の悪化・故障等を想定しています。
216	質問	設計業務委託契約書（案）（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	総則	1	1	4	2	本契約は基本協定と同日に締結することから考えますと、本契約締結時点では基本契約は締結される前になると理解しておりますが、かかる理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
217	質問	設計業務委託契約書（案）（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	神戸市委託契約約款特約事項総則	1	1	1	7	「設計、施工、維持管理・運営業務に係る各種条件を甲及び優先交渉権者の協議により定めた条件書」とは、第44条第1項に基づき設計事業者が作成する前提条件書を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。他の書類を指すのであれば、具体的内容をご教示ください。	ご理解のとおりです。設計業務委託契約書（案）を修正します。
218	質問	設計業務委託契約書（案）（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	神戸市委託契約約款特約事項総則	1	1	1	7	本項及び第44条第3項に「前提条件書等」の定義が規定されていますが、いずれを正とすればよろしいでしょうか。	設計業務委託契約書（案）（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））別紙2神戸市委託契約約款特約事項第1条第4項第7号及び第44条第3項の定義とも基本的に同じ内容を示したのですが、第44条第3項に示す内容を基に前提条件書等を理解してください。設計業務委託契約書（案）を修正します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
219	質問	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	契約保証金	1	3			本契約における契約保証金の要否及び保証金の額をご教示ください。	契約保証金は必要です。保証金額については、本契約書第3条のとおりです。
220	質問	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	契約保証金	1	3			以下のいずれかにより契約保証金の納付に代えることができるものと理解しておりますが、かかる理解に相違ありませんでしょうか。 ・担保となる有価証券等の提供 ・債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、又は貴市が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 ・債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 ・債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 かかる理解に相違なければ、その旨契約書に明記いただきたく、お願いいたします。	設計業務委託契約書(案)を修正します。
221	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	延滞違約金	1	5	1		設計事業者の履行遅滞の場合の延滞違約金が、1日につき、契約金額の1,000分の1に相当する金額とされていますが、年利約36.5%に相当します。民事法定利率もしくは政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率と変更いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
222	質問	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	延滞違約金	1	5	1		本条に定める「延滞違約金」は、賠償額の予定と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	前金払	2	6			基本協定第8条第2項但書にあるとおり、価格等の交渉が不成立に至った場合であっても、本契約に基づく設計業務に対する委託料は支払われる旨を明記いただきたく、お願いいたします。	基本協定書(案)に基づく価格等の交渉が不成立に至った場合でも、設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))に基づき設計業務に対する委託料が支払われます。契約書の文言は変更いたしません。
224	質問	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	契約不適合責任	2	13	1		「…甲の指定する期間内に取替え、補修その他の措置を講じなければならない…」とありますが、その他の措置とは、ただし書きに記載のある代金の減額、損害の賠償及び契約の解除を指すと理解して宜しいでしょうか。	当該条項のその他の措置とは、取替え、補修以外の措置を指します。本事業は設計施工一括方式であり、例えば、新規に設備を設置することで、契約不適合を早期に解消するなどの行為です。
225	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	神戸市委託契約約款特約事項 契約不適合責任	2	13	1		要求水準書第3基本条件第3項契約不適合責任期間(20頁)では、「工事的物の引渡しを受けた日から」と記載されていますが、本契約の頭書表7.では起算日が示されていません。そのため、貴市が不適合を知ったときから2年以内に通知をすれば、設計事業者に対して契約不適合責任を追及できるかのように読めますが、設計事業者が成果物についての契約不適合責任を負う期間が長期に過ぎ、設計事業者の負担が過大です。公共建築設計業務標準委託契約約款第58条第1項に倣い、成果物を利用した建築物の工事完成後2年以内(ただし、成果物の引渡しの日から10年以内に限る。)でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は本契約の解除ができないものとしていただきたく、お願いいたします。	設計業務及び施工業務を一体で行うものであることから、工事引渡しを受けてから3年です。設計業務委託契約書(案)を修正します。また、本市の契約不適合責任に基づく請求権は、本市の検討事項とします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
226	質問	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	契約不適合責任	2	13	1	2	契約不適合責任期間については、民法の時効が適用されるものと理解しておりますが、その理解で宜しいでしょうか。	本市の契約不適合責任に基づく請求権は、本市の検討事項とします。
227	質問	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	神戸市委託契約約款特約事項 契約不適合責任	2	13		3	「担保検査」の目的、内容、対象物、実施者、実施時期、検査基準及び費用負担をご教示ください。	担保検査の目的は、契約不適合がないことを確認するための検査です。設計業務及び施工業務を一体で行うものであることから、工事請負契約の担保検査に併せて実施します。
228	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	神戸市委託契約約款特約事項 甲の解除権	2	26	1	1	短期間の遅滞についても無催告での解除が可能であるとする、設計事業者の地位を著しく不安定にする上、本項に基づく解除の場合、設計事業者は違約金支払義務を負う(第28条第2項第1号)ことから、設計事業者の負う負担が過大であると思料いたします。したがって、民法第541条に則り、設計事業者が契約期間内に設計業務を完成しない場合であっても、貴市による本契約の解除は、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、設計事業者が当該期間内に設計業務を履行しない場合に限定した上、設計事業者の不履行が軽微な場合は本項に基づく解除はできないものとしていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
229	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	神戸市委託契約約款特約事項 甲の解除権	2	26	1	9	本契約と関係のない、乙の経営行動の制限にも繋がる可能性があるため、本項の削除を含め、再度ご検討頂きたく存じます。	原案のとおりとします。
230	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	特許権等の発明等	3	10		2	設計事業者が契約の履行に当たって得た発明や考案につき、権利取得の手続及び権利の帰属について貴市と協議の上定めることとされていますが、当該発明や考案は、設計事業者が単独でなすものであり、貴市の貢献を得て発生するものではありません。この点を踏まえ、設計事業者が負う義務は必要な範囲で貴市に対して当該発明や考案等の実施、使用を許諾することと定め、これらに係る権利は設計事業者に帰属し、出願等の有無については設計事業者が決することができることとしていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。市は、特許権等の詳細については、設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))第10条第2項に従って、協議をさせていただきます。
231	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	危険負担	3	12			不可抗力に対する危険負担が乙だけとなる内容となっているため、リスク分担範囲に関して、ご検討頂きたく存じます。	設計成果物(電子データ含む。)に対する危険負担ですので、事業者は、本事業期間を通して、危険分散を図り、電子データを保管してください。原案の修正は行いません。
232	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	危険負担	3	12			当事者双方の責に帰すことができない事由によって、設計業務が履行できなくなった場合又は本契約が設計業務の完成前に解除された場合においても、設計事業者が当該時点までに既に行った設計業務の結果のうち、可分な部分の給付によって貴市が利益を受けるときは、民法第634条に基づき、割合的報酬をお支払いいただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
233	質問	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	神戸市委託契約約款特約事項 前提条件書	3	44	1	4	追加調査の費用について、あらかじめ想定可能な範囲を超えて過大な費用が生じる場合には、費用負担方法について貴市との協議事項とさせていただきませんか	協議事項とします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
234	質問	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	神戸市委託契約約款特約事項前提条件書	3	44	2	4	貴市において、実施設計に適用する必要があると判断する項目が、実施設計の記載内容に含まれていますが、前提条件書は貴市と事業者との契約の一部、つまり、貴市と事業者との合意に係る書面であると理解しております。したがって、本号に定める項目についても、貴市と事業者との合意が整ったものについてのみ、前提条件書に反映されるものと理解して相違ありませんでしょうか。	技術提案・交渉方法は、従来の総合評価一般競争入札とは一線を画し、優先交渉権者を決定した上で、設計対価を支払うことを前提に価格等の交渉を実施し、契約締結を目指すものです。従いまして、ご質問にある合意があるもののみを前提条件に反映するものではなく、当該条項の規定のとおり、本市は優先交渉権者に追加提案、資料作成、各種検討を指示することができます。
235	質問	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	神戸市委託契約約款特約事項前提条件書	3	44	3		貴市が、本事業の各業務に係る条件を設定することができるものとされていますが、事業者は、貴市との契約(合意)で定められた義務を負うことから、本項に基づく条件の設定は、事業者の合意をもってなされるものと理解しております。かかる理解に相違ありませんでしょうか。	No.234の回答を参照ください。
236	質問	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	神戸市委託契約約款特約事項前提条件書	3	44	4		貴市の指示による前提条件書等の内容の変更に伴って追加費用や損害が生じた場合、これらは貴市においてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ここでいう前提条件書等の内容の変更に伴う追加費用や損害が生じる場合は、前提条件書等を定めた上で設計を着手した後、優先交渉権者に追加費用や損害が生じるような前提条件書等の主要な部分を変更した場合のことを指すのであれば、ご理解のとおりです。
237	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	甲の解除権	6	26	1	9	本契約と関係のない、乙の経営行動の制限にも繋がる可能性があるため、本項の削除を含め、再度ご検討頂きたく存じます。	原案のとおりとします。
238	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	乙の解除権	6	27		1 2	「甲の都合による契約内容の変更」とありますが、そもそも、本契約には貴市のご都合によって契約内容を一方的に変更できる旨の規定はありません。貴市のご都合による契約内容の変更を認める場合は、その要件及び手続きを明記していただくとともに、当該変更によって設計事業者が生じた損害及び費用を貴市においてご負担いただく旨を明記していただきたく、お願いいたします。	意見として承ります。
239	質問	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	解除に伴う措置	6	28	1		「過大な履行部分の給付によって甲が利益を受けると甲が承認したもの」とありますが、客観的に貴市が利益を受ける場合は、当該既履行部分に関する委託料をお支払いいただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	個人情報等の保護	6	29			設計事業者のみが義務を負うこととされていますが、設計事業者が本契約の履行に関して貴市に開示する情報にも、個人情報や秘密保持が必要なものが含まれることから、貴市と設計事業者の双方が義務を負う双務規定に変更いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
241	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	個人情報等の保護	6	29	1		本条に基づく義務の対象となる情報に「個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報」が含まれていますが、本条の違反については違約金(違約罰)の支払義務が課されている(第34条第1項第3号)ことにも鑑み、本条の義務の対象となる情報を、個人情報及び秘密である旨が明記された情報に限定していただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
242	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	個人情報等の保護	6	29	1		個人情報以外の情報について、以下の情報は秘密情報とならない情報ですので、本条の適用を除外していただきたく、お願いいたします。 ・知得する以前に公知であったもの ・知得する以前から保有していたもの ・知得した後に受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの ・正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得したもの ・相手方の秘密情報によらずに独自に創出したもの	原案のとおりですが、個人情報や秘密に係る情報に該当しない情報は適用除外です。
243	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	個人情報等の保護	6	29	5		時の経過による情報の陳腐化と情報管理の負担とのバランスの観点から、第2項ないし第4項の効力の存続期間を、契約の終了から10年程度に限定していただきたく、ご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
244	質問	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	個人情報等の保護	6	29	7		円滑に業務を遂行するため、委託業務を履行するために必要な最小限の範囲においては、文書等を貴市の承諾を得ることなく複写又は複製しても良いこととして頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
245	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	個人情報等の保護	6	29	7		貴市から貸与された文書等の複写、複製に当たっては貴市のご承諾が必要とされていますが、設計業務の実施に当たり必要な場合においても、常にかかるご承諾を得ることは現実的ではないと思料いたします。設計業務の実施に必要な最低限の範囲においては、かかるご承諾を不要としていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
246	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	重要な契約義務違反に対する措置	9	34	1	1	第2条第1項は、「乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない」と定められておりますが、これに違反した場合に第34条第1項に定める違約金が科せられるとすると、事業者の些細なミスであっても多額の違約金が科されることになりかねず、事業者にとって過大な負担となります。つきましては、第34条第1項第1号中の第2条第1項については、削除頂きますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
247	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	重要な契約違反に対する措置	9	34	1	1	違約金の発生事由に、第2条第1項の違反が含まれていますが、些細な不履行によっても違約金が発生し得ることとなるため、同条項の違反を違約金の発生事由から除外いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
248	意見	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	重要な契約違反に対する措置	9	34	1	3	違約金の発生事由に、第29条の違反が含まれていますが、同条の対象となる情報は個人情報のほか「秘密に係る情報その他甲が指定する情報」とされており、その対象が不明確且つ広汎です。かかる義務違反に関して違約金が発生するとすると、設計事業者の責任の内容が不明確かつ過大になるものと思料いたしますので、同条の違反を違約金の発生事由から除外いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
249	質問	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	損害賠償	9	35	2		第5条の延滞違約金は「遅延損害金の予定又はその一部」とありますが、賠償額の予定と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
250	質問	設計業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	第三者の損害	9	36				第三者に与えた損害につき、設計事業者と貴市の帰責事由が競合する場合は、帰責割合に応じ、貴市にも当該損害をご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	基本契約書(案)別紙5に示すリスク分担により、リスク負担者を決定します。
251	意見	工事請負契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	工事材料の品質及び検査等	4	13	1			設計図書に工事材料の品質の明示がない場合、監督員の指示に従うこととされていますが、円滑な工事進捗のため、品質明示のない工事材料については、品質確保を前提とし、事業者にて選定させて頂きたく存じます。	要求水準書第3の2(関係法令及び基準・仕様等)を満たしていることを証明した上で、事業者にて選定してください。
252	質問	工事請負契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	条件変更等	6	18	1	1		「設計書」、「図面」、「仕様書」、「共通仕様書」、「質疑回答書」とは、それぞれ何を指すものか、ご教示ください。	工事請負契約書(案)を修正します。
253	質問	工事請負契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	条件変更等	6	18	4	1 2 3		いずれの場合も、設計図書のうち提案図書及び設計成果物については工事請負事業者が訂正又は変更を行い、前提条件等については、貴市と事業者との協議により定められたものであることから、貴市と工事請負事業者が協議の上、合意によって訂正又は変更を行うものと理解しております。かかる理解に相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
254	意見	工事請負契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	工場の中止	7	20				貴市の中止権のみが規定されていますが、公共工事標準請負契約約款第44条に依い、貴市が前払い、部分払い、部分引渡しに対する請負代金の支払を遅延した場合には、工事請負事業者において工事を中止できるものとしたうえ、かかる中止に伴い必要となる工期の延長及び工事請負事業者に発生した費用、損害を貴市においてご負担いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
255	質問	工事請負契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	工場の中止	7	20				工事に関する者において、新型コロナウイルスの感染が拡大し、一定期間工事をを行うのが不相当と認められる場合、第20条第1項及び第3項に基づき、工事の一時中止、並びに、必要な工期及び請負代金額の変更、増加費用の負担等をお認め頂けると理解して宜しいでしょうか。	国土交通省からの通知等を踏まえ適切な処置を行います。
256	意見	工事請負契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	工期の変更方法	8	22				「協議開始の日から・・・協議が整わない場合」との記載の意味合いが理解致しかねますので、改めて本項の意味をご教示いただきたくお願いします。この文章の意味が、「協議開始から14日以内に各種変更方針の結論合意に至らない場合」という意味であれば、その協議の内容によっては14日では不十分な場合も有りますので、協議日数についても都度協議とさせて頂きたく存じます。	ご理解のとおりですが、原案のとおりとします。
257	意見	工事請負契約書(案)(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	請負代金額の変更方法等	8	23	1			「協議開始の日から・・・協議が整わない場合」との記載の意味合いが理解致しかねますので、改めて本項の意味をご教示いただきたくお願いします。この文章の意味が、「協議開始から14日以内に各種変更方針の結論合意に至らない場合」という意味であれば、その協議の内容によっては14日では不十分な場合も有りますので、協議日数についても都度協議とさせて頂きたく存じます。	ご理解のとおりですが、原案のとおりとします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
258	意見	工事請負契約書(案) (汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	8	24	4		「協議開始の日から・・・協議が整わない場合」との記載の意味合いが理解致しかねますので、改めて本項の意味をご教示いただきたくお願いします。 この文章の意味が、「協議開始から14日以内に各種変更方針の結論合意に至らない場合」という意味であれば、その協議の内容によっては14日では不十分な場合も有りますので、協議日数についても都度協議とさせていただきます。	ご理解のとおりですが、原案のとおりとします。
259	意見	工事請負契約書(案) (汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	物価の変動	8	24	4		変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、物価指数等に基づき甲乙協議して定めるものとするありますが、具体的に用いる物価指数等をご教示頂きますようお願い致します。	「賃金等の変動に対する神戸市工事請負約款第24条第7項の運用について」に基づきます。
260	意見	工事請負契約書(案) (汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	9	24	8		「協議開始の日から・・・協議が整わない場合」との記載の意味合いが理解致しかねますので、改めて本項の意味をご教示いただきたくお願いします。 この文章の意味が、「協議開始から14日以内に各種変更方針の結論合意に至らない場合」という意味であれば、その協議の内容によっては14日では不十分な場合も有りますので、協議日数についても都度協議とさせていただきます。	ご理解のとおりですが、原案のとおりとします。
261	質問	工事請負契約書(案) (汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	完成検査及び引渡し	10	29	2		本項にいう「検査」とは、要求水準書57頁にいう「立会検査」とは異なる検査でしょうか。 異なる検査である場合、本項の検査、立会検査、試運転及び性能試験の先後関係をご教示ください。	No.61の回答を参照ください。
262	意見	工事請負契約書(案) (汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	請負代金の支払	10	30			貴市が第29条第2項の期間内に検査をしないときは、公共工事標準請負約款第33条第3項に倣い、期限経過日から検査日までの日数は、本項の期間から差し引くとともに、検査の遅延日数が本項の日数を超えるときは、遅延日数が本項の日数を超えた日に満了したとみなすものとしていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
263	質問	工事請負契約書(案) (汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	部分払	12	36	11		「前項の場合」とありますが、貴市が第1項に基づいて部分払をした場合において、当該部分払に係る出来高部分について保険事故が発生した場合を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	質問	工事請負契約書(案) (汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	部分引渡し	12	37	1		汚泥脱水設備及びバイオマス受入設備につき、部分引渡しを行うことを予定されているものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりですが、実施設計完了後に部分引渡個所の指定を行います。
265	質問	工事請負契約書(案) (汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))	部分引渡し	13	37	2		部分引渡しの対象となる「指定部分」とは、優先交渉権者による設計に基づき、決定されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
266	質問	工事請負契約書（案） （汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	遅延損害賠償金	20	50の2	5		遅延損害賠償金の算定割合について、通常の公共工事案件よりも割合が高いと考えますが、再考頂く事は可能でしょうか。	原案のとおりとします。
267	意見	工事請負契約書（案） （汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	甲の損害賠償請求等	21	50の2	5		工事請負事業者の履行遅滞の場合の延滞違約金が、1日につき、請負代金額の1,000分の1とされていますが、工事請負事業者に過大な義務を負わせるものと思料いたしますので、公共工事標準請負約款第55条第5項(A)及び同項の注に倣い、「請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、1年あたり政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率の割合で計算した額」と変更いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
268	意見	工事請負契約書（案） （汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	乙の損害賠償請求権	21	50の4			貴市による請負代金の支払いが遅延した場合には、当事者の公平の観点から、第50条の2第5と同様、工事請負事業者は、遅延1日につき、請負代金額の1,000分の1の割合で計算した額を遅延損害賠償金として請求するものとしていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
269	質問	工事請負契約書（案） （汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	契約不適合責任期間	21	50の5			本契約に係るすべての工事目的物について、本項に定める「担保期間」は、引き渡しを受けた日から3年間（要求水準書20頁(2)①）であると理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	質問	工事請負契約書（案） （汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	契約不適合責任期間	21	50の5	1		設備機器本体等については、工事請負事業者が調達するメーカーに対して、3年間もの長期間に亘って契約不適合責任を負わせることは困難です。公共工事請負標準契約約款第57条第2項に倣い、設備機器本体等の契約不適合については、原則として検査時に直ちに履行の追完の請求等を要し、例外的に引渡し時の検査において一般的な注意の下で発見できない契約不適合があった場合についても、契約不適合責任の追及期間を引渡し後1年間に限定していただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
271	質問	工事請負契約書（案） （汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	契約不適合責任期間	21	50の5	1		公共工事標準請負契約約款第57条第1項においては、契約不適合を理由とした追完等の請求や契約の解除が可能な期間は、原則として2年間とする旨記載されています。それにもかかわらず、本契約において、当該期間を3年間とされている理由をご教示ください。	本事業の施工業務は令和14年3月末までと長期にわたることや、部分引渡を随時実施する予定であるため、3年と設定しております。
272	意見	工事請負契約書（案） （汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	あっせん又は調停	23	52			受注者が大臣許可を受けた建設業者である場合には、原則どおり「中央建設工事紛争審査会でのあっせん又は調停が可能とさせていただきませんか。」	原案のとおりとします。
273	質問	神戸市工事請負契約約款 特約事項（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	総則	1	1	1	14	「設計、施工、維持管理・運営業務に係る各種条件を甲及び優先交渉権者の協議により定めた条件書」とは、設計業務委託契約書（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））第44条第1項に基づき設計事業者が作成する前提条件書を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。他の書類を指すのであれば、具体的内容をご教示ください。	ご理解のとおりです。工事請負契約書（案）を修正します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
274	意見	神戸市工事請負契約約款特約事項（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	総則	1	1	5		工事請負事業者のみが義務を負うこととされていますが、工事請負事業者が本契約の履行に関して貴市に開示する情報にも、秘密保持が必要なものが含まれることから、貴市と工事請負事業者の双方が義務を負う双務規定に変更いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
275	意見	神戸市工事請負契約約款特約事項（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	総則	1	1	5		以下の情報は秘密情報とされない情報ですので、本条の適用を除外していただきたく、お願いいたします。 ・知得する以前に公知であったもの ・知得する以前から保有していたもの ・知得した後に受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの ・正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得したものの ・相手方の秘密情報によらずに独自に創出したもの	原案のとおりですが、個人情報や秘密に係る情報に該当しない情報は適用除外です。
276	意見	神戸市工事請負契約約款特約事項（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	法令変更に係る通知の付与及び協議	2	28の2	3		「協議開始の日から・・・協議が整わない場合」との記載の意味合いが理解致しかねますので、改めて本項の意味をご教示いただきたくお願いします。 この文章の意味が、「協議開始から30日以内に各種変更方針の結論合意に至らない場合」という意味であれば、その協議の内容によっては30日では不十分な場合も有りえますので、協議日数についても都度協議とさせていただきます。	原案のとおりとします。
277	意見	神戸市工事請負契約約款特約事項（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））	法令変更に係る通知の付与及び協議	2	28の2	4		本項に定める場合に、貴市のみ解除権を認める合理性はない上、貴市と工事請負事業者との協議において、法令変更への対応に関する協議が整わない場合は（事業者が生じる追加費用や損害の有無等にかかわらず）貴市が決定した対応方法に従う義務が課されていること（第2項）から、工事請負事業者による契約解除を認める必要性が高いと思料いたしますので、工事請負事業者も本条に基づき本契約を解除することができるものとしていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
278	質問	維持管理業務委託契約書（案）（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）	再委託等の禁止	1	2	3	(2)	甲は委託業務の全部又は大部分について一括した再委託を承諾することはできないとありますが、特別目的会社（SPC）にて、委託業務を行う場合は、再委託先が本事業における事業者である場合は、貴市に対する事前の通知により本業務の全部又は大部分について一括した再委託が可能との理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務委託契約書（案）（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）で定める業務委託範囲をSPCを設立して実施する場合には、ご理解のとおりです。
279	質問	維持管理業務委託契約書（案）（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）	契約保証金	1	3			本契約においては契約保証金は発生する可能性はございますでしょうか。	契約保証金は必要です。維持管理業務委託契約書（案）を参照ください。
280	意見	維持管理業務委託契約書（案）（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）	延滞違約金	2	5			維持管理事業者の履行遅滞の場合の延滞違約金が、1日につき、契約金額の1,000分の1に相当する金額とされていますが、維持管理事業者に過大な義務を負わせるものと思料いたしますので、民事法定利率もしくは政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率と変更いただきたく、お願いいたします。	甲が利益を受けると承認した過大な既履行部分を除いた契約金額の1000分の1に相当する額です。
281	質問	維持管理業務委託契約書（案）（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）	延滞違約金	2	5			本条に定める「延滞違約金」は、賠償額の予定と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおり、維持管理業務委託契約書（案）（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）第5条は、同契約に定める履行期限に遅延した場合の、当該遅延に係る損害の賠償額の予定になります。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
282	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	延滞違約金	2	5			維持管理事業者の履行遅滞の場合に関してのみ規定されていますが、貴市が維持管理事業者に支払うべき委託料の支払いを遅延した場合にも、当該遅延に係る委託料の金額につき、維持管理事業者が負うのと同内容の「延滞違約金」の支払義務を負う旨の規定を追記いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
283	意見	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	延滞違約金	2	5			本条は、別紙2 委託契約約款付加条項第9条によって置き換えられるものと理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。置き換えられない場合、維持管理業務委託契約書(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)に基づく業務に関する遅延とは具体的にどのようなものを想定されておられるのかご教示ください。また、違約金の算定に用いる金額を契約金額全体とすると、過度に違約金の額が高くなりますので、「延滞1日につき契約金額(甲が利益を受けると承認した可分な既履行部分を除く)の1,000分の1に相当する額」の部分は、「延滞1日につき当該事業年度の委託費(甲が利益を受けると承認した可分な既履行部分を除く)の1,000分の1に相当する額」として頂きますようお願いいたします。	前者のご質問に対しては、維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)別紙1第5条が委託期間等にかかり、別紙2第9条が業務開始にかかるものです。後者のご質問に対しては、No. 280の回答を参照ください。
284	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	前払金	2	6	2	1	本契約は、同項にいう「甲があらかじめ指定した契約」には該当しないとの理解で相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	成果物	3	8			維持管理業務委託契約書(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)に基づく業務に関する成果物とは、具体的にどのようなものを想定されておられるのかご教示ください。	要求水準書第6の5記載の業務書類等を取り纏めたものを想定しています。
286	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	委託料	4	10			「固定費については、対象施設運転停止の場合でもこれを支払うものとし、第10条の減額に従う。」とありますが、第10条の減額とはどの部分を指しているのでしょうか。ご教示ください。	維持管理業務委託契約書(案)を修正します。
287	意見	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	特許権等の発明	4	10	2		維持管理事業者が契約の履行に当たって得た発明や考案につき、権利取得の手続及び権利の帰属について貴市と協議の上定めることとされていますが、当該発明や考案は、維持管理事業者が単独でなすものであり、貴市の貢献を得て発生するものではない以上、これらに係る権利は維持管理事業者に帰属し、出願等の有無については維持管理事業者が決めることができることとしていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
288	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	契約不適合責任	4	13			本契約に関して維持管理事業者が本条に基づく契約不適合責任を負うのは、修繕業務や保守管理業務の目的物が契約の内容に適合しない場合に、貴市からこれらの引渡後2年以内に請求を行ったときに限られる(要求水準書20頁(2)、要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書No. 27)と理解して相違ありませんでしょうか。かかる理解に相違ない場合は、契約書にその旨明記いただきたく、お願いいたします。	要求水準書(案)の質問・意見書に対する回答書No. 27の回答と同じです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
289	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	契約不適合責任	4	13				維持管理業務委託契約書(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)に基づく業務に関して契約不適合責任が問題となり得るのは、修繕業務程度であると理解しておりますが、その理解で宜しいでしょうか。	Mo.288の回答を参照ください。
290	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	契約不適合責任	4	13	1			「…甲の指定する期間内に取替え、補修その他の措置を講じなければならない…」とありますが、その他の措置とは、ただし書きに記載のある代金の減額、損害の賠償及び契約の解除を指すと理解して宜しいでしょうか。	当該条項のその他の措置とは、取替え、補修以外の措置を指します。例えば、新規に設備を設置することで、契約不適合を早期に解消するなどの行為です。
291	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	契約不適合責任	4	13	1	2		契約不適合責任期間については、民法の時効が適用されるものと理解しておりますが、その理解で宜しいでしょうか。	本市の契約不適合責任に基づく請求権は、本市の検討事項とします。
292	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	契約不適合責任	5	13	3			別紙2 委託契約約款付加条項Ⅲによって、「本約款第4条は適用しない」とされておりますので、第13条第3項も適用されないと理解しておりますが、その理解で宜しいでしょうか。	委託契約約款付加条項第32条の適用除外における第4条は削除し、本契約の適用対象とします。
293	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	契約不適合責任	5	13	3			本項にて準用される第4条第1項の適用が排除されている(委託契約約款付加条項第32条)ことから、本項の適用も排除されるものと理解して相違ありませんでしょうか。	No.292の回答を参照ください。
294	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	協力	5	17	1			委託業務の履行に必要な文書等について、維持管理事業者から貸与又は閲覧の申し出を受けた場合は、貴市において貸与又は閲覧をさせる義務を負うものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	法令変更等	6	16	2			本項を定められた意図をご教示ください。具体的に協定書や合意書を関係機関等と締結することを想定されておられるようでしたら、その詳細をご教示ください。	具体的な想定はありません。新規性の高い事業であることから、新たに関係機関等との間で協定書、合意書等を締結する可能性を鑑み、規定したものです。
296	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	法令変更等	6	16	3			「…甲が合理的な範囲でこれを負担する。」とありますが、「合理的な範囲」と記載されている意図についてご教示ください。	委託業務の実施にかかる追加費用の妥当性について検討するという意図です。
297	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	法令変更等	6	16	3			甲が関係機関等との間で締結した協定書、合意書等に定められた事項(要求水準書に定めのない事項との理解です。)を遵守するために、事業者にて対応すべき事項が増え、追加費用が生じるときは、法令変更等と同様に甲にてその費用を負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
298	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	不可抗力	6	18	2		不可抗力によって対象施設が運転停止となった場合、維持管理業務委託契約書(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)別紙2委託契約約款付加条項第10条第3項の定めに従い、固定費についてはお支払い頂けると理解しておりますが、その理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
299	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	機械器具等の使用	6	18	5		本項に定める設備等とは、要求水準書P.84「6 諸室等の自主管理及び整理整頓並びに貸与等」③に記載されたものを指すと理解してよろしいでしょうか。また、有償での貸与となるものがあれば、その金額をお示し頂きますようお願いいたします。	ご理解のとおりです。有償での貸与は予定しておりません。
300	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	機械器具等の使用	6	18	5		貴市が維持管理事業者に貸与する、要求水準書84頁6③記載の事務所等は、無償で貸与されるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	委託料の減額等	7	21	1		4行目に「…当該費用のうち合理的な部分については甲が負担するものとし、…」とありますが、「合理的な部分」と記載されている意図についてご教示ください。	No.296の回答を参照ください。
302	意見	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	委託料の減額等	7	21	1		新汚泥脱水設備等に関しても、新汚泥脱水設備等以外の設備と同様、要求水準等未達の発生等の原因について、本維持管理業務に関する義務違反がないことを乙が明らかにした場合には、甲にて費用負担を頂きますようお願いいたします。	リスク分担に基づき負担者を決定します。
303	意見	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	甲の解除権	8	26	1	9	本契約と関係のない、乙の経営行動の制限にも繋がる可能性があるため、本項の削除を含め、再度ご検討頂きたく存じます。	原案のとおりとします。
304	意見	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	乙の解除権	9	26	2		「…乙は、その損害(ただし、逸失利益は含まない。)の賠償を甲に請求することができる。」とありますが、乙が請求できる損害の範囲のみ制限をかけるのは不合理と考えますので、「()部分」は削除をお願いいたします。	原案のとおりとします。
305	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	解除違約金等	9	27	1		1行目に、「乙は、本約款第26条第1項(ただし、第29条による読替及び追加後の内容とする。本条において同じ。)…」とありますが、「乙は、本約款第26条第1項(ただし、第25条による読替及び追加後の内容とする。本条において同じ。)…」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務委託契約書(案)を修正します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
306	質問	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	解除に伴う措置	9	28	1		「可分な履行部分の給付によって甲が利益を受けると甲が承認したもの」とありますが、客観的に貴市が利益を受ける場合は、当該既履行部分に関する委託料をお支払いいただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
307	意見	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	個人情報等の保護	9	29			維持管理事業者のみが義務を負うこととされていますが、維持管理事業者が本契約の履行に関して貴市に開示する情報にも、個人情報や秘密保持が必要なものが含まれることから、貴市と維持管理事業者の双方が義務を負う双務規定に変更いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
308	意見	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	個人情報等の保護	9	29	1		本条に基づき義務の対象となる情報に「個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報」が含まれていますが、義務の範囲が不明確であり、維持管理事業者の負担、責任が過大と思料いたします。本条の違反については違約金(違約罰)の支払義務が課されていること(第34条第1項第3号)にも鑑み、本条の義務の対象となる情報を、個人情報及び秘密である旨が明記された情報に限定していただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
309	意見	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	個人情報等の保護	9	29	1		個人情報以外の情報について、以下の情報は本条の適用を除外していただきたく、お願いいたします。 ・知得する以前に公知であったもの ・知得する以前から保有していたもの ・知得した後に受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの ・正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得したもの ・相手方の秘密情報によらずに独自に創出したもの	原案のとおりですが、個人情報や秘密に係る情報に該当しない情報は適用除外です。
310	意見	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	個人情報等の保護	9	29	5		時の経過による情報の陳腐化と情報管理の負担とのバランスの観点から、第2項ないし第4項の効力の存続期間を、契約の終了から10年程度に限定していただきたく、ご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
311	質問	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	個人情報等の保護	9	29	7		円滑に業務を遂行するため、委託業務を履行するために必要な最小限の範囲においては、文書等を貴市の承諾を得ることなく複写又は複製しても良いこととして頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
312	意見	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	個人情報等の保護	9	29	7		貴市から貸与された文書等の複写、複製に当たっては貴市のご承諾が必要とされていますが、委託業務の処理に当たり必要な場合においても、常にかかるとご承諾を得ることとされておりますが、委託業務の処理に必要最低限の範囲においては、かかるご承諾を不要としていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
313	質問	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等) 委託契約約款付加条項	別紙3 委託料の見直し(第10条) 3. 物価変動の指標	11				「費用項目に対応した物価変動の指標は次のとおりとする。」とありますが、次のとおりとは、表-2を指しているかと理解しておりますが、その理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
314	意見	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	重要な契約義務違反に対する措置	13	34	1	1	第2条第1項は、「乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない」と定められておりますが、これに違反した場合に第34条第1項に定める違約金が科せられるとすると、事業者の些細なミスであっても多額の違約金が科されることになりかねず、事業者にとって過大な負担となります。つきましては、第34条第1項第1号中の第2条第1項については、削除頂きますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
315	意見	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	重要な契約義務違反に対する措置	13	34	1	1	違約金の発生事由に、第2条第1項の違反が含まれていますが、些細な不履行によっても違約金が発生し得ることであり、維持管理事業者の負う責任に関して、同条項の違反を違約金の発生事由から除外いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
316	意見	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	重要な契約義務違反に対する措置	13	34	1	3	違約金の発生事由に、第29条の違反が含まれていますが、同条の対象となる情報は個人情報のほか「個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報」とされており、その対象が不明確且つ広汎です。かかる義務違反に関して違約金が発生するとすると、維持管理事業者の責任の内容が不確かかつ過大になるものと思料いたしますので、同条の違反を違約金の発生事由から除外いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
317	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	損害賠償	14	35	2		第5条の延滞違約金は「遅延損害金の予定又はその一部」とありますが、賠償額の予定と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
318	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)	第三者の損害	14	36			第三者に与えた損害につき、維持管理事業者と貴市の帰責事由が競合する場合は、帰責割合に応じ、貴市にも当該損害をご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	基本契約書(案)別紙5に示すリスク分担により、リスク負担者を決定します。
319	意見	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	要求水準等の未達の場合の処置	6~7	20	3		新汚泥脱水設備等に関しても、新汚泥脱水設備等以外の設備と同様、補修等が必要になった原因が乙にある場合を除いて、甲にて補修等を行って頂きますようお願いいたします。	No.302の回答を参照ください。
320	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	用語	1	1		7	「設計、施工、維持管理・運営業務に係る各種条件を甲及び優先交渉権者の協議により定めた条件書」とは、設計業務委託契約書(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))第44条第1項に基づき設計事業者が作成する前提条件書を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。他の書類を指すのであれば、具体的内容をご教示ください。	ご理解のとおりです。維持管理業務委託契約書(案)を修正します。
321	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	契約の保証	2	3	3		履行保証保険の締結による契約保証金の免除を受ける場合、募集要項29頁にあるとおり、当該保険契約の契約期間が維持管理期間に満たない場合においても、保険契約の終了前に更新することで契約保証金の納付に代えることができ、その場合の保証の額は、契約金額を維持管理期間(年数)で除した額に履行保証保険契約年数を乗じた額の100分の10以上であると理解して相違ありませんでしょうか。かかる理解に相違なければ、募集要項の記載事項は契約書の記載事項に劣後するとされている(付加条項6条1項)ことから、その旨、契約書に明記いただきたく、お願いいたします。	維持管理業務委託契約書(案)を修正します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
322	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	業務遂行体制の整備	4	8	4		「工事請負事業者が本工事請負契約…に基づき実施する汚泥脱水設備等の運転指導」とは、具体的にどの規定に基づく工事請負事業者の業務であるのかご教示ください。	工事請負契約約款特約事項第2条第2項によります。
323	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	維持管理業務の開始の遅延	4	9	1	1	貴市の責に帰すべき事由によって委託業務の開始が遅延した場合、委託業務の終了時期もこれに伴って延長されるか、延長されない場合は、当該遅延期間において維持管理事業者が得られるはずであった利益を賠償していただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	原案のとおりとします。
324	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	維持管理業務の開始の遅延	4	9	1	2	維持管理事業者の履行遅滞の場合の延滞損害金が、1日につき、契約金額の1,000分の1に相当する金額とされていますが、維持管理事業者に過大な義務を負わせるものと思料いたしますので、民事法定利率もしくは政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率と変更いただきたく、お願いいたします。	第9条第1項の2に記載のとおり、当該事業年度の委託費の1,000分の1です。
325	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	維持管理業務の開始の遅延	4	9	1	2	本条第2項とのバランス(当事者の公平)の観点から、本条第2項を削除し、本条に定める遅延損害金は賠償額の予定としていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
326	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	委託料	4	10	3		「第10条の減額に従う」とはどのような趣旨かご教示ください。	No.286の回答を参照ください。
327	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	保険	5	15			乙は第三者賠償保険等の保険に加入することとなっていますが、特別目的会社(SPC)にて委託業務を行う場合は、特別目的会社から再委託する事業者にて該当する保険に加入していれば、必ずしも特別目的会社にて、保険に加入する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。SPC又は該当する事業者にて保険に加入してください。
328	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	法令変更等	6	16	1		維持管理事業者が遵守義務を負う「甲が関係機関等との間で締結した協定書、合意書等」としてどのようなものがあり、維持管理事業者が具体的にどのような義務を負うのかご教示ください。	No.295の回答を参照ください。
329	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	法令変更等	6	16	3		貴市が「合理的な範囲でこれを負担する」とありますが、基本契約書別紙5リスク分担表にしたがって負担が決せられるものと理解して相違ありませんでしょうか。	No.296の回答を参照ください。
330	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	施設の増設、設置及び改築	6	17	1		維持管理期間中に予定されている「対象施設の増設、設置及び改築」の内容、時期、期間をご教示ください。	現時点では、対象施設の増設、設置及び改築は確定しておりません。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
331	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	不可抗力	6	18			不可抗力によって維持管理事業者に発生した増加費用や損害につき、貴市と維持管理事業者でどのように分担するかご教示ください。	基本契約書(案)別紙5のリスク分担及び※4により、一定の金額までの負担を乙に求めています。維持管理業務委託契約及びバイオマス受入事業契約(維持管理・運営業務)については、かかる負担を除外します。基本契約書(案)を修正します。
332	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	要求水準等の未達の場合の処置	6	20			要求水準等未達が維持管理事業者の責に帰すべき事由に基づかない場合(不可抗力や汚泥量の減少等)は、維持管理事業者は本条に定める責任を負わないものと理解して相違ありませんでしょうか。	基本契約書(案)別紙5のリスク分担に基づき適切な負担者を決定します。
333	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	委託料の減額等	7	21	1		要求水準等未達の原因が維持管理事業者の責に帰すべき事由でない場合に貴市が負担される。費用のうち「合理的な部分」とは、具体的にどのような基準で決せられるのかご教示ください。	No.296の回答を参照ください。
334	質問	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	委託料の減額等	7	21	1		「新汚泥脱水設備以外の設備の契約不適合」とありますが、具体的に何の契約の内容に適合しないことを指すご趣旨であるのか、ご教示ください。	本事業以外の改築工事又は修繕業務に基づく契約不適合です。
335	意見	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更	7	22	4		「協議開始の日から・・・協議が整わない場合」との記載の意味合いが理解致しかねますので、改めて本項の意味をご教示いただきたくお願いします。 この文章の意味が、「協議開始から14日以内に各種変更方針の結論合意に至らない場合」という意味であれば、その協議の内容によっては14日では不十分な場合も有りますので、協議日数についても都度協議とさせていただきます。	文章の意味はご理解のとおりです。協議日数は原案のとおりとします。
336	意見	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更	7	22	7		「協議開始の日から・・・協議が整わない場合」との記載の意味合いが理解致しかねますので、改めて本項の意味をご教示いただきたくお願いします。 この文章の意味が、「協議開始から14日以内に各種変更方針の結論合意に至らない場合」という意味であれば、その協議の内容によっては14日では不十分な場合も有りますので、協議日数についても都度協議とさせていただきます。	文章の意味はご理解のとおりです。協議日数は原案のとおりとします。
337	意見	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	引渡し義務	8	24			維持管理事業者において、不可避免的に生じる経年劣化による修繕についても責任を負うこととすると、維持管理事業者の責任が過大と思料いたします。 かかる修繕について維持管理事業者が責任を負うのは、維持管理事業者の責に帰すべき事由に起因して当該修繕が必要となった場合に限定していただきたく、お願いいたします。	本市は、事業期間終了後も継続して当該設備を使用します。このため、事業終了後1年間を経ずして運転不良又は故障が発生する事象を避ける必要があり、本条項を規定したものです。修繕とは定期修繕を意味します。技術提案においては、かかる趣旨を踏まえ、事業期間を通じた効率的な年次別修繕計画の策定を求め、事業者は自らが策定した計画書に基づき修繕を実施することが前提となります。
338	意見	維持管理業務委託契約書(案)(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)委託契約約款付加条項	乙の帰責事項による解除	8	25	14		軽微な内容不充足についても、貴市のご判断のみで契約が解除され得るとすると、維持管理の地位が著しく不安定になることから、本号に基づく契約解除は、委託業務について本契約に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明し、これによって契約の目的が達成できない場合に限定していただきたく、お願いいたします。	本市が契約の解除が相当と認めるときに限定した解除ですので、ご質問にある軽微な内容不充足によるもので解除となることは想定していません。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
339	意見	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等) 委託契約約款付加条項	乙の解除権	9	26	2		損害賠償の対象から逸失利益が除外されておりますが、契約が解除された場合に事業者が生じる損害の主たるものとして、逸失利益が想定され、この賠償が認められなければ、貴市の原因により契約が解除された場合に事業者が被る不利益が過大と史料いたします。括弧書きを削除いただきたく、お願いいたします。	No.304の回答を参照ください。
340	質問	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等) 委託契約約款付加条項	解除違約金等	9	27	1		「第29条による読替及び追加」とありますが、「第25条による読替及び追加」の誤記ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務委託契約書(案)を修正します。
341	意見	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等) 委託契約約款付加条項	秘密保持	9	29			以下の情報は本条の適用を除外していただきたく、お願いいたします。 ・知得する以前に公知であったもの ・知得する以前から保有していたもの ・知得した後受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの ・正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得したもの ・相手方の秘密情報によらずに独自に創出したもの	原案のとおりですが、個人情報や秘密に係る情報に該当しない情報は適用除外です。
342	質問	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等) 委託契約約款付加条項	汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等の性能未達の場合の減額等	14	別紙5			「重大な性能未達」とありますが、「重大な性能未達」に該当するか否かを区別する具体的な基準をご教示ください。	要求水準書等、提案図書、前提条件書等で定める要件等がありますが、その中で要求水準書で定める要件を満足しない事象であり、汚泥処理に影響を及ぼすものを重大な性能未達と定義します。
343	質問	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等) 委託契約約款付加条項	汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等の性能未達の場合の減額等	14	別紙5			「重大な性能未達」に該当する場合は、本別紙の冒頭に記載されている、委託料の5%の減額は適用せず、「減額する額①」、「減額する額②」、「減額する額③」に従い、委託料を減額するとの理解で相違ありませんでしょうか。	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等) 別紙2委託契約約款付加条項第20条にかかる措置が別紙5の冒頭の5%に該当する事象となります。別紙5の減額する額①から③は、別紙2委託契約約款付加条項第21条にかかる委託料の減額となります。
344	質問	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等) 委託契約約款付加条項	汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等の性能未達の場合の減額等	14	別紙5			「減額する額②」は脱水ケーキの含水率が所定の基準を満たさなかった場合に、「減額する額③」は、消化ガス供給量が下限値に満たない場合にそれぞれ適用され、「減額する額①」はそのいずれにも該当しない場合に適用されるものと理解して相違ありませんでしょうか。	減額する額①は、要求水準未達的事象に応じて、要求水準未達が改善が完了するまでの間、減額する額②又は減額する額③に計算するものです。維持管理業務委託契約書(案)を修正します。
345	質問	維持管理業務委託契約書(案) (汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等) 委託契約約款付加条項	汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等の性能未達の場合の減額等	14	別紙5			「減額する額③」に関し、「消化ガス供給量(下限値)」とありますが、かかる下限値は、貴市と維持管理事業者との協議により定められるものと理解して相違ありませんでしょうか。	消化ガス有効利用事業者との協議事項とします。
346	質問	バイオマス受入事業契約書(案) (維持管理・運営業務)	処分料					処分料は年度により変動するため、契約書(案)への記載は不要と考えますが、いかがでしょうか。	処分料は汚泥処理及び汚泥焼却にかかるコストから算出します。維持管理事業者によりコスト削減が行われた場合においても、維持管理業務委託契約額の削減を行いませんので、処分料についても見直しを行いません。ただし、汚泥焼却コストが削減された場合又は、物価変動により、維持管理業務委託契約額の変更を行った場合は、処分料についても変更を行います。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
347	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	用語の定義	1	1		9	「設計、施工、維持管理・運営業務に係る各種条件を甲及び優先交渉権者の協議により定めた条件書」とは、設計業務委託契約書(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))第44条第1項に基づき設計事業者が作成する前提条件書を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。他の書類を指すのであれば、具体的内容をご教示ください。	ご理解のとおりです。バイオマス受入事業契約書(案)を修正します。
348	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	総則	2	2			「乙及び工事請負事業者が相互に協力し」とありますが、工事請負事業者は本契約の当事者ではなく、本契約において工事請負事業者の義務を定めることはできません。不適切な規定と思料いたしますので、「甲及び乙が相互に協力し」等と変更いただきたく、お願いいたします。	「乙及び工事請負事業者が相互に協力し、・・・」を「乙が、契約関係書類に従って、・・・」にバイオマス受入事業契約書(案)を修正します。
349	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	最低限の水準	2	4	2		要求水準書に定める最低限の水準とは、要求水準書P51.4)設備計画で記載の内容と理解しておりますが、宜しいでしょうか。	バイオマス受入事業契約書(案)第4条第2項で示す最低限の水準とは、要求水準・前提条件書等で示す要件を満足することですが、そのうち、要求水準書に限定すると、ご質問で記載された内容に加え、要求水準書の第3、第5及び第6並びに第7示す内容、その他要求水準書で記載する関連する要件の全てを示します。
350	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務開始の遅延	4	12	1	1	貴市の責に帰すべき事由によって維持管理・運営業務の開始が遅延した場合、維持管理・運営業務の終了時期もこれに伴って延長されるか、延長されない場合は、当該期間において維持管理・運営事業者が得られるはずであった利益を賠償していただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	原案のとおりとします。
351	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務開始の遅延	4	12	1	2	本条第2項とのバランス(当事者の公平)の観点から、本条に定める遅延損害金は賠償額の予定と理解しておりますが、かかる理解に相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
352	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務開始の遅延	4	12	2		事業者が市に対し本業務開始に係る遅延期間につき支払う金額も前項第12条第1項第(2)号に規定する金額に限るとの理解でありますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
353	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務に対する甲によるモニタリング	6	18	3		「再度の改善勧告に対して乙が定められた対応をしない場合」とありますが、貴市の改善勧告後に改善がされない場合において、同一の事項について二度目の改善勧告を行ったにもかかわらず、バイオマス受入事業者が対応を行わない場合を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
354	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務に対する甲によるモニタリング	6	18	3		「契約関係図書で規定する要求性能水準に適合していないと認められる場合(これらの場合を以下「要求性能水準未達」という。)には、甲は、乙に対し改善勧告、改善・復旧計画書の提出を要求することができ、乙はかかる計画書に従って必要な改善措置を講じる。再度の改善勧告に対して乙が定められた対応をしない場合には、甲は契約等を解除することができる。」とありますが、バイオマス受入に関する提案(性状及び量)は該当しますでしょうか。	バイオマス受入れに関する提案(性状及び量)は、本規定に該当します。ただし、本市が許容する性状及び量の程度又は範囲については、優先交渉権者決定後の協議事項とします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
355	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務に対する甲によるモニタリング	6	18	4 5		各項の「乙」とは、バイオマス受入設備の施工事業者を指すものと思われませんが、施工事業者は本契約の当事者ではなく、本契約において施工事業者の義務を定めることはできませんので、左記各項は削除を含め、ご検討頂きたく存じます。	本条第5項の「乙は、要求性能水準未達が発生した原因が、乙のバイオマス受入設備の施工等・・・」を「乙は、要求性能水準未達が発生した原因が、工事請負事業者のバイオマス受入設備の施工等・・・」に修正します。他の乙は、バイオマス受入事業に係る維持管理・運営事業者を指します。
356	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	委託料	6	18	4		「連帯して負担」との記載がありますが、負担する者について具体的にご教示願います。	No.355の回答を参照ください。
357	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務に対する甲によるモニタリング	6	18	6		「第5項の規定は適用しない」とありますが、「第3項の規定は適用しない」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。バイオマス受入事業契約書(案)を修正します。
358	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務の変更	7	19			協議が整わない場合、甲が当該変更の可否を決定し、乙は従わなければならないとありますが、万一、事業者として貴市のご決定が不当だと考える場合、事業者としては、別途紛争解決の手段をとることができるとの理解でありますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、民営事業ではあるものの、公共施設内での事業であることから、処理施設の機能確保や公益上の必要性がある場合等においては、本市の指示に従っていただくものになります。
359	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務の変更	7	19	1		業務内容の変更について協議が整わない場合、貴市において変更の可否を決定するものとされていますが、バイオマス受入事業は、事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業であることから、貴市の判断のみによる業務内容の変更は基本的には認められないものと思料いたします。貴市が変更の可否を決定できるのは、公益上の必要性がある場合や事業者の責に帰すべき事由がある場合に限定していただきたく、お願いいたします。	No.358の回答を参照ください。
360	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務の変更	7	19	3		第1項及び第2項において、乙との合意なくとも、貴市において変更の可否を決定できるものとされている点に鑑み、業務内容の変更起因する増加費用は、バイオマス事業者の責に帰すべき事由がある場合を除き、貴市にてご負担いただきたく、お願いいたします。	本市の責めに帰すべき事由の場合は、本市にて負担いたします。
361	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務の変更	7	19	3		「第33条又は第35条」とありますが、「第34条又は第37条」の誤記ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。バイオマス受入事業契約書(案)を修正いたします。
362	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務の変更	7	19	3		業務内容変更につき、貴市とバイオマス事業者のいずれにも帰責事由がなく、かつ、不可抗力にも法令変更にも起因しない場合は、当該変更による増加費用は貴市にてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定します。
363	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務の一時中止	7	20	1		貴市のご判断で、業務を一時中止させることができることとされていますが、バイオマス受入事業は、事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業であることから、貴市の判断のみによる業務の中止は基本的には認められないものと思料いたします。貴市による中止は、公益上の必要性がある場合や事業者の責に帰すべき事由がある場合に限定していただきたく、お願いいたします。	バイオマス受入事業は、維持管理・運営事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業ではありますが、バイオマス受入設備の後段施設又は設備の汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等、汚泥焼却設備に対して、受入れるバイオマス性状等によっては重大な影響を与える可能性もあります。事業者の責めに帰すべき事由ではないことの立証に時間を要することも想定されますので、原案のとおりとします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
364	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務の一時中止	7	20	2		貴市のご判断で、業務内容を変更することができることとされていますが、バイオマス受入事業は、事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業であることから、貴市の判断のみによる変更は基本的には認められないものと思料いたします。貴市による変更は、公益上の必要性がある場合や事業者の責に帰すべき事由がある場合に限定していただきたく、お願いいたします。	No.363の回答を参照ください。
365	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	本業務の一時中止	7	20	2		「本業務の一時中止に伴う」増加費用等を貴市が負担される旨規定されていますが、一時中止のみではなく、本項に基づく業務内容の変更に伴う増加費用や損害についても、貴市においてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)第20条第2項に基づき本業務の内容が変更された場合は、当該業務内容の変更により生じる増加費用及び損害についても、業務の一時中止に伴う増加費用及び損害に含まれる限りにおいて、同項に基づき本市が負担します。
366	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	業務に係る乙の提案(技術革新)	7	21	4		本項に基づく使用料又は処分料の変更が行われるのは、バイオマス事業者が提案した変更のためにバイオマス受入設備の停止が発生する場合に限られるものと理解して相違ありませんでしょうか。	使用料は設備の運転・停止に係らず発生します。処分料は投入したバイオマス量に対して発生します。
367	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	業務に係る乙の提案(技術革新)	7	21	4		バイオマス受入設備につき、改良工事による停止期間が発生する場合であっても、当該期間についてもバイオマス事業者から貴市への使用料支払義務は変わらず発生することから、使用料を増額する必要が生じるように思われません。「バイオマス受入設備の停止期間等を鑑み、甲が必要であると認めるとき」とは、バイオマス受入設備の停止に伴い、同設備の使用料の減額を検討していただける、との趣旨でしょうか。かかる理解に相違ある場合は、具体的にどのような場合を想定されているかご教示ください。	No.366の回答を参照ください。
368	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務の契約保証	8	23	2		「バイオマス受入設備の調査・設計費、施工工事費及び工事監理費」とは、誰がどのような基準に基づいて算出することを想定されているのか、ご教示ください。	「バイオマス受入設備の調査・設計費、施工工事費及び工事監理費に相当する金額・・・」を「バイオマス受入事業の事業期間中に支払う使用料に相当する金額の合計・・・」にバイオマス受入事業契約書(案)を修正します。
369	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務の契約保証	8	23	2		履行保証保険の締結による契約保証金の免除を受ける場合、募集要項29頁にあるとおり、当該保険契約の契約期間が維持管理・運営期間に満たない場合においても、保険契約の終了前に更新することで契約保証金の納付に代えることができ、その場合の保証の額は、本項所定の保証金の額を維持管理・運営期間(年数)で除した額に履行保証保険契約年数を乗じた額の100分の10以上であると理解して相違ありませんでしょうか。かかる理解に相違なければ、募集要項の記載事項は契約書の記載事項に劣後するとされている(3条2項)ことから、その旨、契約書に明記いただきたく、お願いいたします。	ご理解のとおりです。バイオマス受入事業契約(案)を修正します。
370	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	使用料の納付	9	24			バイオマス受入設備の使用許可に係る期間をご教示ください。	使用許可に係る期間は1年です。毎年度許可の申請を行ってください。
371	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	使用料及び処分料の請求及び支払い	9	25	2		貴市による使用料の請求の時期及び当該請求に係る使用料が対象とする使用の期間をご教示ください。	当該年度の4月末までに当該年度の使用料を前払いしていただく予定です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
372	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	使用料及び処分料の請求及び支払い	9	25	3		貴市による処分料の請求の時期及び当該請求に係る処分料が対象とする処分の期間をご教示ください。	次年度の4月に前年度の処分料を請求する予定です。
373	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	使用料及び処分料の請求及び支払い	9	25	3		貴市のご請求に係る処分料の金額は、バイオマス事業者が作成して貴市に提出する報告書(15条)に基づいて算出されると理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
374	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	遅延利息	9	26			維持管理事業者の履行遅滞の場合の遅延損害金の率が14.6%の割合による金額とされていますが、民事法定利率もしくは政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率と変更いただきたく、お願いいたします。	ご意見として承ります。本市の検討事項とします。
375	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	引き渡し業務	10	28			稼働18年を経過した施設が、1年間経年劣化に伴う修繕を実施しない状態となることは、一般的に無く、引き渡し時に稼働に影響のない状態との引き渡し条件に変更いただきたく存じます。	No.337の回答を参照ください。
376	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	甲による本契約の終了	10	29	1	2 3 4	柱書に「維持管理・運営開始日前に、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合」とありますが、第2号ないし第4号は、いずれも維持管理・運営開始日後に生じる事由ではないでしょうか。	第29条第1項(2)。(3)。(4)を第2項へとバイオマス受入事業契約書(案)を修正します。
377	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	甲による本契約の終了	10	29	1	2	本号に基づく解除は、第18条3項後段に規定されているとおり、一度目の改善勧告に対して改善がなされないため、貴市が同一の事項について再度の改善勧告を行ったにもかかわらず、バイオマス事業者が対応を行わない場合に限られるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
378	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	甲による本契約の終了	10	29	1	3	「乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、乙による維持管理及び運営業務が、第18条第1項に規定するモニタリングの実施の結果、要求性能水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。」とありますが、バイオマス受入に関する提案(性状及び量)は該当しますでしょうか。	No.354の回答を参照ください。
379	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	甲による本契約の終了	10	29	2	5	「甲が優先交渉権者と締結している基本協定」とありますが、「甲が乙と締結している基本契約」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。バイオマス受入事業契約(案)を修正します。
380	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	甲による本契約の終了	11	29	3		「本契約の残期間における…処分料」とは、どのように算出するのかご教示ください。	使用料〇〇円/月×残期間(月)により算出します。処分料は発生しません。バイオマス受入事業契約(案)を修正します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
381	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	乙による本契約の終了	11	30			貴市による義務違反に基づき、バイオマス事業者が本契約を解除できるのは、貴市が催告後180日間に亘って当該違反を是正しない場合に限る旨定められていますが、第29条第1項第3号とのバランス(当事者の公平)にも鑑み、是正に係る期間を30日程度に変更いただきたく、お願いいたします。	本市が契約上の重要な義務違反として想定している事象は、基本契約書(案)別紙5に示すリスク分担表No.62供給汚泥に関するものであり、水処理施設において予期せぬ事態が発生していることが想定されます。このため、当該事象の是正には、一定期間が必要であることから、6か月に設定したものです。
382	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	乙による本契約の終了	11	30			「本契約上の重要な義務の違反」とは、「本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微とは認められない義務の違反」を意味すると理解しておりますが、宜しいでしょうか。また、違反する義務の内容によっては、催告期間を180日とするのは長すぎる場合があり得るものと存じますので、「催告後180日以内」とあるのは、「催告後相当の期間内」に読み替えることとして頂きますようお願いいたします。	ご理解のとおりですが、本市の想定している重要な義務違反とは、No.381の回答を参照ください。
383	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	11	32			本条に定める場合に、貴市のみ解除権を認める合理性はない上、貴市とバイオマス事業者との協議において、法令変更への対応に関する協議が整わない場合は(バイオマス事業者に生じる追加費用や損害の有無等にかかわらず)貴市が決定した対応方法に従う義務が課されていること(第34条第2項)から、バイオマス事業者による契約解除を認める必要性が高いと思料いたしますので、公平性確保の観点からバイオマス事業者も本条に基づき本契約を解除することができるものとしていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
384	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	11	32			本条の定めによると、法令変更又は不可抗力によって、本事業の実施が著しく困難若しくは不可能なとき又は本事業の実施に過大な費用を要すると認められる場合に、事業者が契約を解除したいと考えても、貴市が事業の継続を望む場合、事業を継続しなければならない可能性がございますが、それは不合理かと存じますので、事業者側にも解除権を与えて頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
385	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	法令変更に係る協議及び追加費用等の負担	12	34	2		「協議開始の日から・・・協議が整わない場合」との記載の意味合いが理解致しかねますので、改めて本項の意味をご教示いただきたくお願いします。この文章の意味が、「協議開始から30日以内に各種変更方針の結論合意に至らない場合」という意味であれば、その協議の内容によっては30日では不十分な場合も有りますので、協議日数についても都度協議とさせていただきますことを提案致します。	原案のとおりとします。
386	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	公租公課の負担	12	35			別段の定めがある場合を除き、全ての公租公課は乙(事業者)の負担とあります。バイオマス受入設備の土地・設備の所有者は貴市ですが、これらに関連する固定資産税などの税金も事業者が負担するのでしょうか。	土地・設備の所有者は本市であるため、土地・設備にかかる税等は本市の負担です。法令上、事業者負担とされないもので、負担を求めるものではありません。
387	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	不可抗力に係る協議及び追加費用等の負担	13	37	2		「100分の1を超える額を乙が負担」とありますが、基本契約書別紙5リスク分担表No.32において、不可抗力に関するリスクにつき、一定の範囲を超えるものは貴市の負担とされていること、及び、バイオマス受入事業が、貴市の所有するバイオマス受入設備の維持管理・運営という公益を確保するものである点を踏まえ、事業者が生じた追加費用や損害が一定の範囲又は金額を超える場合はその負担について協議としていただきたく、お願いいたします。	基本契約書(案)別紙5のリスク分担及び※4により、一定の金額までの負担を乙に求めています。維持管理業務委託契約及びバイオマス受入事業契約(維持管理・運営業務)については、かかる負担を除外します。バイオマス受入事業契約(案)を修正します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
388	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	不可抗力に係る協議及び追加費用等の負担	13	37	2		当該追加費用等及び損害は、かかる費用の合計額のうち100分の1を超える額を乙が負担するものとするありますが、工事請負契約書(案)と同様に、甲が負担するとの間違いではございませんでしょうか。不可抗力事項において事業者側に負担の上限がないとリスク想定が不可能と考えます。また、バイオマス受入れ設備の所有者はあくまで貴市であり、設備の所有者でない事業者が、不可抗力に起因する設備の損傷に係る修繕費等の大半を負担するのは不合理かと存じます。	No.387の回答を参照ください。
389	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	不可抗力に係る協議及び追加費用等の負担	13	37	2		不可抗力で生じる損害は、施設所有者が加入するとされる火災保険で填補されるものと理解しておりますが、宜しいでしょうか。また貴市が加入される火災保険には、求償保険特約も付保されるものと理解しておりますが、相違ありませんでしょうか。本事業は公設民営のため、事業者側での火災保険付保は不要と考えております。	事業者側での火災保険付保は不要です。
390	意見	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	秘密保持	13	40			以下の情報は本条の適用を除外していただきたく、お願いいたします。 ・知得する以前に公知であったもの ・知得する以前から保有していたもの ・知得した後に受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの ・正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得したものの ・相手方の秘密情報によらずに独自に創出したもの	原案のとおりですが、個人情報や秘密に係る情報に該当しない情報は適用除外です。
391	質問	バイオマス受入事業契約書(案)(維持管理・運営業務)	要求性能水準	2 5 6	4 17 3	2 3		第4条第2項においては、バイオマス受入事業者の達成すべき最低限の水準は「要求水準書等…及び前提条件書等…に定めるとおり」とされ、 第17条においては、バイオマス受入事業者の実施した本業務の結果が「要求水準書等…に定める水準…に適合していない」場合に、バイオマス受入事業者が要求性能水準未達の責任が発生すると思われる規定があり、 第18条においてはバイオマス受入事業者の業務の実施状況が「契約関係図書で規定する要求性能水準に適合していないと認められる場合」に要求性能水準未達に関する責任が発生することとされています。 バイオマス受入事業者が達成義務を負う要求性能水準の内容として、いずれを正とすればよろしいかご教示ください。	No.349の回答を参照ください。
392	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務)	用語の定義	1	1		10	「設計、施工、維持管理・運営業務に係る各種条件を甲及び優先交渉権者の協議により定めた条件書」とは、設計業務委託契約書(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))第44条第1項に基づき設計事業者が作成する前提条件書を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。他の書類を指すのであれば、具体的内容をご教示ください。	ご理解のとおりです。
393	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務)	契約関係書類の適用関係	2	3	1		本契約には、前提条件書等が適用される旨規定されていますが、設計事業者が、設計業務委託契約(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))第44条第1項に基づき、前提条件書を作成し、同項に基づき貴市のご承諾を得てから、消化ガス有効利用設備の設計業務に着手するとの理解で相違ありませんでしょうか。	本契約締結後、消化ガス有効利用事業に必要な前提条件書を作成し、設計業務に着手してください。ただし、設計業務委託契約第44条の前提条件書等作成に必要な項目については、設計業務委託契約の設計事業者及び甲に協力してください。
394	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務)	契約関係書類の適用関係	2	3	2		「基本協定、本契約、要求水準書等、提案図書の順にその解釈が優先する」とありますが、前提条件書等を含めた優劣関係をご教示ください。	消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務第3条第2項は、「齟齬がある場合、基本協定、本契約、要求水準書等、提案図書の順に・・・」を「齟齬がある場合、基本協定、本契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書の順に・・・」に修正します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
395	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務)	消化ガス有効利用事業の事業方式	2	5	1		消化ガス有効利用設備を事業者のいずれが所有するかは、提案によるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
396	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務)	消化ガス有効利用事業の事業方式	2	5	2		撤去費用も提案コストに含めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
397	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務)	消化ガス有効利用事業の事業方式	2	5	3		事業者から本項に基づく使用許可又は更新の申請があった場合貴市はこれを許可する義務を負うものと理解して相違ありませんでしょうか。	本市は事業者からの許可申請に対して、適切に対応します。当該条項で本市の義務を定めたものではありません。
398	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務)	消化ガス有効利用事業の事業方式	2	5	3		事業者が貴市から使用の許可を受け、使用料の支払義務を負う事業用地「等」及び土地「等」とは何を指すか、ご教示ください(要求水準書73頁、表6.3.10に記載されている電柱等を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。)	事業用地等には消化ガス有効利用設備の設置に必要な土地及び水道並びに処理場内を占有するものが該当します。現時点では、要求水準書73頁、表6.3.10に記載されている電柱等を想定しております。
399	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務)	事業期間	3	8		2	施工期間につき、「基本協定に基づき価格等の交渉が成立した日から」とありますが、消化ガス有効利用事業契約書(施工業務、維持管理・運営業務)の締結日からと理解して相違ありませんでしょうか。	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務)の第8条第1項第2号は、「基本協定に基づき価格等の交渉が成立した日から・・・」を「消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)の締結日から・・・」に修正します。
400	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務)	事業期間	4	14			第15条第2項に「前条…により甲が負担すべき費用等」とありますが、本条に基づく設計変更が貴市の原因に基づく場合は、当該設計変更に係る増加費用及び事業者の損害は、貴市においてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務)第14条第3項に基づき、甲から乙に対する設計変更要求の内容に疑義がある場合で、甲に対し乙が協議を申し入れ、協議の結果、甲の帰責事由とするときは、本市が負担します。
401	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務)	設計の完了	5	16	2	3	消化ガス有効利用事業は、事業者が自らの責任及び計算で行うものであり、事業者が本契約に基づき、貴市から一定の基準を満たす設計成果物の完成を請け負うものではありません。したがって、左記各項に規定されているような、貴市による検査に類似する手続を設けることは不適切と思料いたしますので、左記各項は削除いただくか、第14条第2項と同様、貴市の通知に対して事業者が負う義務を、当該通知内容を検討して、その結果を貴市に通知する義務にとどめていただきたく、お願いいたします。	消化ガス有効利用事業は、消化ガス有効利用事業者が自己の責任及び計算で行う独立採算の事業ではありますが、他のバイオマス受入事業や維持管理業務とも関連があります。ここでいう関連とは、維持管理空間を共有する維持管理又は維持管理・運営であること、バイオマス受入れ(性状・量)に応じて、消化ガスの発生量が変化すること、消化ガスの有効利用と汚泥処理設備等の維持管理に関連性があることなどから当該条項を規定しているものです。
402	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	用語の定義	1	1		12	「設計、施工、維持管理・運営業務に係る各種条件を甲及び優先交渉権者の協議により定めた条件書」とは、設計業務委託契約書(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))第44条第1項に基づき設計事業者が作成する前提条件書を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。他の書類を指すのであれば、具体的内容をご教示ください。	ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
403	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	消化ガス有効利用事業の事業方式	2	5	1		消化ガス有効利用設備を事業者のいずれが所有するかは、提案によるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
404	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	消化ガス有効利用事業の事業方式	2	5	3		事業者が貴市から使用の許可を受け、使用料の支払義務を負う事業用地「等」及び土地「等」とは何を指すか、ご教示ください(要求水準書73頁、表6.3.10に記載されている電柱等を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。)	No.398の回答を参照ください。
405	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	消化ガス有効利用事業の事業方式	2	5	3		事業者から本項に基づく使用許可又は更新の申請があった場合、貴市はこれを許可する義務を負うものと理解して相違ありませんでしょうか。	No.397の回答を参照ください。
406	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	施工	4	10	3		「施工着手の許可通知」とありますが、何を指すのか把握できませんので、①根拠、②許可の基準及び③通知の時期をご教示ください。	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)の第12条で規定する施工に伴う各種調査、第13条で規定する施工計画書の提出を受けたことを意味します。
407	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	施工に伴う各種調査	4	12	2		施工に伴う調査全般について、貴市に対して事前に連絡を行うこととありますが、貴市への事前連絡が必要な「各種調査」の範囲をご教示ください。	本事業は複数の事業を包含するもので、構成企業や下請企業までを含めると、かなりの企業数になることが想定されます。その施工現場の中にあつて、当該事業者が独自に各種調査を行うことは、安全管理上望ましくありません。従って、かかる施工に伴う各種調査の一切については、事前に本市に連絡してください。
408	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	施工計画書	4	13	3		「項が予見できない事業であると認める場合」とありますが、「甲」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。消化ガス有効利用事業契約書(案)を修正します。
409	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	施工計画書	4	13	3		「項が予見できない事業であると認める場合」とありますが、客観的に予見が困難であると認められる場合は、協議に応じていただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
410	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	施工計画書	4	13	3		施工段階で地中埋設物や土壌汚染等が発見された場合、貴市において当該地中埋設物や土壌汚染等の存在を把握されていた場合は、これに対応する措置に要する費用は貴市にてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	No.409の回答を基に、本市と消化ガス有効利用事業者との協議・調整が十分で、かつ消化ガス有効利用事業者が行う過年度資料の収集・整理に漏れがなく、既知情報を消化ガス有効利用事業者が知得している範囲外であれば、本市が負担します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
411	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	施工計画書	4	13	3		事業用地において、第8条第1項に示す設計業務期間中に、乙が必要な調査を行わなかったことに起因し、地中埋設物や土壌汚染等が発見された場合、乙は、自らの費用負担により、必要な措置を講ずるものとする。ただし、事前調査において発見できず、かつ項が予見できない事象であると認める場合には、この限りではなく、甲乙の協議による。と記載がありますが、必要な調査の定義が明確ではない為、調査内容について、事前に貴市と協議の上、必要を満たす調査の定義を確認出来るものと考えて宜しいでしょうか。	No.409及びNo.410の回答を参照ください。
412		消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	施工計画書	4	13	3		ただし書きの「事前調査」とは、本文にある、乙が第8条第1項に示す設計業務期間中に実施する「必要な調査」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。また、予見できない事象であると認めるか否かは貴市の判断で決まりますが、どのような場合「予見できない事象」と認められるのかご教示ください。	ご質問のうち前者についてはご理解のとおりです。後者については、No.409の回答を参照ください。
413		消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	施工計画書	4	13	3		「事前調査において発見できず、かつ項が予見できない事象であると認める場合」、「甲乙協議」とありますが、事業者が行う必要な措置の実施に必要と認められる費用をご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	協議により負担者を決定します。
414	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	施工に関する報告	5	16	3		消化ガス有効利用事業は、事業者が自らの責任及び計算で行う民設民営事業であり、施工について事業者は、本契約に基づき貴市から一定の基準を満たす施工の完成を請負受注するものではありません。したがって、本項に規定されているような、貴市による検査・是正要求といった請負契約に類似する手続を設けることは消化ガス有効利用事業(民設民営)の性質上不適切と思料いたしますので、本項の削除を含めたご検討または、本項に基づく貴市からの求めに対して負う事業者の義務を、検討及びその結果の通知等とさせていただきます、お願いいたします。	民設民営事業ですが、施工内容が技術提案と要求水準書に適合しているか確認する必要があります。
415		消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工期の変更	5	17			協議が整わない場合、甲が当該変更の可否を決定し、乙は従わなければならないとありますが、万一、事業者として貴市のご決定が不当だと考える場合、事業者としては、別途紛争解決の手段をとることができるとの理解でありますが、宜しいでしょうか。	ご理解のおとりですが、民設民営事業ではあるものの、公共施設内での事業であることから、処理施設の機能確保や公益上の必要性がある場合等においては、本市の指示に従っていただくものになります。
416	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工期の変更等	5	17	1		ただし書きにおいて、協議が整わない場合は貴市が工期変更の可否を決定するものとされていますが、消化ガス有効利用事業は事業者が自らの責任及び計算で行う民設民営事業であり、貴市からの発注を受けて行うものではありません。したがって、貴市のご判断のみで工期変更の有無及び内容を決定することは適切でないと思料いたしますので、ただし書きは削除いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
417	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工期の変更等	5	17	1		本項に基づいて工期が変更された場合、これに伴って維持管理・運営の始期及び終期も変更されるものと理解して相違ありませんでしょうか。	維持管理・運営の始期は変更します。終期は変更しません。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
418	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工期の変更等	5	17	2		「甲は、原則として、工期の変更を承認し」とありますが、特段の事情がない限り、変更を行うことのみでなく、内容についても事業者が請求したとおりの工期変更が承認されるものと理解して相違ありませんでしょうか。	協議により変更内容を決定します。
419	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工期の変更等	5	17	2		本項に基づいて工期が変更された場合、これに伴って維持管理・運営の始期及び終期も変更されるものと理解して相違ありませんでしょうか。	No.417の回答を参照ください。
420	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工期の変更等	5	17	2		ただし書きにおいて、協議が整わない場合は貴市が工期変更の可否を決定するものとされていますが、消化ガス有効利用事業は事業者が自らの責任及び計算で行う民設民営事業であり、貴市からの発注を受けて行うものではありません。したがって、貴市のご判断のみで工期変更の有無及び内容を決定することは適切でないと思料いたしますので、ただし書きは削除いただきたく、お願いいたします。	No.415の回答を参照ください。
421	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工期の変更による費用負担	6	18	1		貴市の責に帰すべき事由によって維持管理・運営業務の開始が遅延した場合、同業務の終了時期もこれに伴って延長されるか、延長されない場合は、当該期間において消化ガス有効利用事業者が得られるはずであった利益を賠償していただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	原案のとおりとします。
422	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工期の変更による費用負担	6	18	2		消化ガス有効利用事業者の責に帰すべき事由によって維持管理・運営業務の開始が遅延した場合、貴市が得られていたはずの土地使用料を貴市に支払うものとされていますが、事業用地の使用許可及び使用料の支払は、維持管理・運営業務開始以後のみ必要とされ、施工業務の実施中は不要ということでしょうか。 また、かかる理解に相違ない場合、施工業務中においては、第5条第3項に定める行政財産の使用許可とは別の位置づけになるのでしょうか。 消化ガス有効利用事業者はいかなる根拠に基づいて事業用地を使用することになるか、ご教示ください。	施工業務における現場着手日から使用許可及び使用料の支払いが発生します。
423	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工期の変更による費用負担	6	18	2		維持管理・運営業務の開始の遅延に伴い、貴市に発生する「増加費用」として、具体的にどのようなものを想定されているかご教示ください。	消化槽加温に使用した燃料費等及びガス燃焼装置の運転経費を想定しています。
424	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工事の一時中止	6	19	1		貴市のご判断で、施工を一時中止させることができることとされていますが、消化ガス事業は、事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業であることから、貴市の判断のみによる中止は基本的には認められないものと思料いたします。 貴市による中止は、公益上の必要性がある場合や事業者の責に帰すべき事由がある場合に限定していただきたく、お願いいたします。	本事業は、維持管理・運営事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業ではありますが、後段施設又は設備の汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等、汚泥焼却設備に対して、重大な影響を与える可能性もあります。事業者の責めに帰すべき事由ではないことの立証に時間を要することも想定されますので、原案のとおりとします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
425	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工事の一時中止	6	19	2		貴市のご判断で、工期を変更することができるとされていますが、消化ガス有効利用事業は、事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業であることから、貴市の判断のみによる、工期を含む事業内容の変更は、基本的には認められないものと思料いたします。 貴市による変更は、公益上の必要性がある場合や事業者の責に帰すべき事由がある場合に限定していただきたく、お願いいたします。	No.424の回答を参照ください。
426	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工事の一時中止	6	19	2		消化ガス有効利用事業者の責に帰すことができない事由によって工期が変更され、これに伴って維持管理・運営業務の開始が遅延した場合、同業務の終了時期もこれに伴って延長されるか、延長されない場合は、施工の一時中止に伴い生じた増加費用のみでなく、当該期間において消化ガス有効利用事業者が得られるはずであった利益を賠償していただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	原案のとおりとします。
427	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	施工業務の契約保証金	7	22			民設民営においても契約保証金が必要でしょうか。	消化ガス有効利用事業だけを見ると民設民営の独立採算事業ですが、当該事業は本事業の一部であり、他の事業や維持管理業務委託と連携して進める必要性がある事業特色を有しています。このため、他の事業と同じく契約保証金を求めるものです。
428	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	施工業務の契約保証	7	22	2		消化ガス有効利用事業は、事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業であることからすれば、契約保証金の納付は不要であると考えております。 本条は削除いただきたく、お願いいたします。	No.427の回答を参照ください。
429	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	施工業務の契約保証	7	22	2		本項にいう「消化ガス有効利用設備の調査・設計費、施工工事費及び工事監理費に相当する金額」とは、誰がどのような基準に基づいて算出することを想定されているのか、ご教示ください。	「消化ガス有効利用設備の調査・設計費、施工工事費及び工事監理費に相当する金額・・・」を「消化ガス有効利用事業の事業期間中に支払う消化ガス購入金額に相当する金額・・・」に修正します。
430	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	乙による維持管理及び運営業務実施体制の整備	8	25	2 3		貴市において、維持管理・運営業務の実施体制を確認され、当該確認が完了するまでは、同業務を開始できないこととされていますが、消化ガス事業は、事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業であり、その実施のための一切の手段も事業者の責任において定めるものとされている(第23条第3項)ことから、貴市のご承諾を業務開始の要件とする合理性はないものと思料いたします。 第2項及び第3項は削除いただきたく、お願いいたします。	消化ガス有効利用事業は民設民営の独立採算事業ですが、当該事業は本事業の一部であり、他の事業や維持管理業務委託と連携して進める必要性がある事業特色を有しています。このため、当該条項を付していますので、原案のとおりとします。
431	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	乙による維持管理及び運営業務実施体制の整備	8	25	2 3		貴市において、維持管理・運営業務の実施体制を確認され、当該確認が完了するまでは、同業務を開始できないこととされていますが、消化ガス事業は、事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業であり、その実施のための一切の手段も事業者の責任において定めるものとされている(第23条第3項)ことから、基本的には貴市のご承諾を業務開始の要件とする合理性はないものと思料いたします。 貴市は、公益上支障があることが明白である場合を除いて直ちに第2項に定める確認を完了する旨明記いただきたく、お願いいたします。	No.430の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
432	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務開始の遅延	9	26	1	1	貴市の責に帰すべき事由によって維持管理・運営業務の開始が遅延した場合、維持管理・運営業務の終了時期もこれに伴って延長されるか、延長されない場合は、当該遅延期間において消化ガス有効利用事業者が得られるはずであった利益を賠償していただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	原案のとおりとします。
433	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務開始の遅延	9	26	1	2	本条第2項とのバランス(当事者の公平)の観点から、本条に定める遅延損害金は賠償額の予定と理解しておりますが、かかる理解に相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
434	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務に対する甲によるモニタリング	11	32		3	「要求性能水準未達」について、消化ガス事業は、事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業であり、消化ガス有効利用事業者は、貴市から一定の水準を満たす業務の履行を請け負うものでないことから、主として、最低購入量の消化ガス購入が達成できない場合がこれに当たるものと理解しております。このほか、貴市が想定されている「要求性能水準未達」の具体的な例をご教示ください。	事業者の提案によっては、高度精製ガスの利用やその他先進的な技術提案も想定されませんが、このため、消化ガスの最低購入量だけではなく、消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)第3条の第2項で規定する契約関係書類が適用することとしています。
435	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務に対する甲によるモニタリング	11	32		3	「再度の改善勧告に対して乙が定められた対応をしない場合」とありますが、貴市の改善勧告後に改善がされない場合において、同一の事項について二度目の改善勧告を行ったにもかかわらず、消化ガス有効利用事業者が対応を行わない場合を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
436	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務に対する甲によるモニタリング	11	32		3	「契約等を解除することができる」とありますが、「契約等」とは何を指すご趣旨かご教示ください。	契約書及び行政財産使用許可です。また、契約に付随して締結される合意書、覚書等がある場合は、それらも含まれます。
437	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務に対する甲によるモニタリング	11	32		4	「乙の消化ガス有効利用設備の施工等の義務違反によるのか、又は乙の義務の不履行によるか判別できない」とは、要求性能水準未達の原因が、乙が本契約に基づいて行う業務のうち施工業務にあるのか、維持管理・運営業務にあるのか判別できない、とのご趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)を修正します。
438	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務に対する甲によるモニタリング	11	32		5	「維持管理・運営業務開始日後に発生した不可抗力」とありますが、維持管理・運営業務もそれ以前の施工業務も、いずれも事業者が本契約に基づいて行う業務である以上、不可抗力の発生時期(維持管理・運営業務開始日との先後)によって取り扱いを変える合理性はないものと思料いたします。「維持管理・運営業務開始日後に発生した」との記載は削除いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
439	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務に対する甲によるモニタリング	11	32		5	「第5項」とありますが、「第3項」の誤記ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。消化ガス有効利用事業契約書(案)を修正します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
440	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務に対する甲によるモニタリング	11	32	5			「第5項」は「第3項」の誤りでしょうか。	No.439の回答を参照ください。
441	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務の変更	11	33				協議が整わない場合、甲が当該変更の可否を決定し、乙は従わなければならないとありますが、万一、事業者として貴市のご決定が不当だと考える場合、事業者としては、別途紛争解決の手段をとることができるとの理解でありますが、宜しいでしょうか。	No.415の回答を参照ください。
442	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務の変更	11	33	1			業務内容の変更について協議が整わない場合、貴市において変更の可否を決定するものとされていますが、消化ガス有効利用事業は、事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業であることから、貴市の判断のみによる業務内容の変更は基本的には認められないものと思料いたします。貴市が変更の可否を決定できるのは、公益上の必要がある場合や消化ガス有効利用事業者の責に帰すべき事由がある場合に限定し、このような事由がない場合は、消化ガス有効利用事業者が合意した場合のみ、業務内容が変更されるものとしていただきたく、お願いいたします。	No.415の回答を参照ください。
443	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務の変更	11	33	2			業務内容の変更について協議が整わない場合、貴市において変更の可否を決定するものとされていますが、消化ガス有効利用事業は、事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業であることに鑑み、貴市は、公益上の理由がある場合や、貴市に不利益が生じる場合などを除いては、事業者の請求にかかる変更を承諾されるものと理解しております。かかる理解に相違ありませんでしょうか。	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)第33条第2項に基づき、甲及び乙の協議により、変更の可否が決定されます。
444	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務の変更	11	33	3			第1項及び第2項において、乙との合意なくとも、貴市において変更の可否を決定できるものとされている点に鑑み、業務内容の変更に起因する増加費用は、バイオマス事業者の責に帰すべき事由がある場合を除き、貴市にてご負担いただきたく、お願いいたします。	甲の帰責事由、不可抗力又は法令変更を原因とする場合を想定し、規定していますので、原案のとおりとします。
445	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務の変更	11	33	3			業務内容変更につき、貴市と消化ガス有効利用事業者のいずれにも帰責事由がなく、かつ、不可抗力にも法令変更にも起因しない場合、当該変更による増加費用の負担は、貴市と消化ガス有効利用事業者との協議によって決められるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
446	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務の変更	12	33	3			「第50条」は「第49条」の誤りでしょうか。	第49条です。消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)を修正します。
447	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務の一時中止	12	34	1			貴市のご判断で、維持管理・運営業務を一時中止させることができるとされていますが消化ガス有効利用事業は、事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業であることから、貴市の判断のみによる業務の中止は基本的には認められないものと思料いたします。貴市による中止は、公益上の必要がある場合や事業者の責に帰すべき事由がある場合に限定していただきたく、お願いいたします。	消化ガス有効利用事業は、維持管理・運営事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業ではありますが、後段の汚泥処理設備等に対して、重大な影響を与える可能性もありますので、原案のとおりとします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
448	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務の一時中止	12	34	2		貴市のご判断で、維持管理・運営業務の内容を変更することができることとされていますが、消化ガス有効利用事業は、事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業であることから、貴市の判断のみによる変更は基本的には認められないものと思料いたします。貴市による変更は、公益上の必要性がある場合や事業者の責に帰すべき事由がある場合に限定していただきたく、お願いいたします。	No.447の回答を参照ください。
449	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務の一時中止	12	34	2		「維持管理及び運営業務の一時中止に伴う」増加費用等を貴市が負担される旨規定されていますが、一時中止のみでなく、本項に基づく業務内容の変更に伴う増加費用や損害についても、貴市においてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)第34条第2項に基づき業務内容の変更により生じる増加費用及び損害についても、業務の一時中止に伴う増加費用及び損害に含まれる限りにおいて、同項に基づき本市が負担します。
450	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	業務に係る提案(技術革新)	12	35	4		協議が整わない場合、甲が当該変更の可否を決定し、乙は従わなければならないとありますが、万一、事業者として貴市のご決定が不当だと考える場合、事業者としては、別途紛争解決の手段をとることができるとの理解でおりますが、宜しいでしょうか。	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)第35条第4項但書に基づき本市が決定した場合には、当該決定内容に従うことが義務になります。
451	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務の契約保証	13	37			消化ガス有効利用事業は、事業者が自己の責任及び計算において行う民営事業であることからすれば、契約保証金の納付は不要であると考えております。本条は削除いただきたく、お願いいたします。	No.427の回答を参照ください。
452	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務の契約保証	13	37	2		本項にいう「消化ガス有効利用設備の調査・設計費、施工工事費及び工事監理費に相当する金額」とは、誰がどのような基準に基づいて算出することを想定されているのか、ご指示ください。	「消化ガス有効利用設備の調査・設計費、施工工事費及び工事監理費に相当する金額・・」を「消化ガス有効利用事業の事業期間中に支払う消化ガス購入金額に相当する金額・・」に消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)を修正します。
453	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	維持管理及び運営業務の契約保証	13	37	2		履行保証保険の締結による契約保証金の免除を受ける場合、募集要項29頁にあるとおり、当該保険契約の契約期間が維持管理・運営期間に満たない場合においても、保険契約の終了前に更新することで契約保証金の納付に代えることができ、その場合の保証の額は、本項所定の保証金の額を維持管理・運営期間(年数)で除した額に履行保証保険契約年数を乗じた額の100分の10以上であると理解して相違ありませんでしょうか。かかる理解に相違なければ、募集要項の記載事項は契約書の記載事項に劣後するとされている(3条2項)ことから、その旨、契約書に明記いただきたく、お願いいたします。	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)を修正します。
454	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	契約の終了	14				「第7章 契約の終了」とありますが、第6章が欠番となっています。第6章の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)を修正します。
455	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務, 維持管理・運営業務)	土地等使用料の納付 土地等使用料の請求及び支払い	14	38 39			消化ガス有効利用事業者が使用許可を受け、使用料の支払義務を負う「土地等」又は「土地」とは、何を指すのかご指示ください(第1条第9号にいう事業用地及び要求水準書73頁、表6.3.10に記載されている電柱等を指すものでしょうか。)	No.398の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
456	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	土地等使用料の請求及び支払い	14	39			貴市による使用料の請求の時期及び当該請求に係る使用料が対象とする使用の期間をご教示ください。	請求の時期は次年度の4月です。使用許可に係る期間は1年です。毎年度許可の申請を行ってください。
457	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	消化ガス購入代金	14	40			民設民営事業として採算性を確保する為に必要となるため、下記を追記頂きたくお願い致します。 「甲は、消化ガスを●●●Nm3/年を最低売却量として乙に販売しなければならない。」	消化ガス最低売却量を消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)で規定します。また、併せて維持管理業務委託契約書(案)も修正します。
458	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	消化ガス購入代金	14	40			民設民営事業として採算性を確保する為に必要となるため、下記を追記頂きたくお願い致します。 「消化ガスの購入量が継続的に最低売却量を下回ることが予め想定できる場合であって、増加の見込みがない等本事業の継続が困難と認められる場合は、甲及び乙は、本事業の継続可能性等について誠実に協議すると共に、乙は、甲に書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。当該解除は、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げない。」	要求水準書第4の6項の(3)カ及びク並びに要求水準書配布資料である維持管理年報等を基に、優先交渉権者決定後の協議により、消化ガス年間購入下限値を設定することになります。ご意見の内容は、最低売却量を新たに定義し、その数値を下回った場合のリスクに対する処理に対する規定を追記する旨となりますが、かかる想定(消化ガスの購入量が継続的に最低売却量を下回ることが予め想定できる場合)は要求水準書で示す実績数値、維持管理年報の実績数値及び本市が想定する消化ガス年間購入下限値を考慮したものとになっていません。従いまして、原案のとおりとします。
459	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	消化ガス購入代金	14	40			事業者は、発生する消化ガスについて、要求水準書42頁に明記された消化ガスの組成が大きく変化しないことを前提に消化ガス有効利用事業を計画しているため、この点に大きな変化が生じた場合、事業を維持するために、必然的に本契約の内容の変更が必要と考えられます。 基本契約書別紙5のリスク分担表No.63及び※5に基づき、優先交渉権者に選定された後の協議において、貴市から供給いただく消化ガスの組成の変化への対応(基準となる消化ガスの組成、基準を外れた場合における消化ガスの最低供給量の変更、消化ガス購入単価の変更等)について協議していただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりですが、消化ガスの性状及び発生量について、事業者の責めに帰すべき事由でないこと(受入れたバイオマスの影響)が明らかな場合が前提条件となります。
460	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	消化ガス購入代金	14	40	3		消化ガス有効利用事業者に対して、下限値の消化ガスの購入義務が課されていますが、貴市が供給するガスが係る下限値を下回った場合、消化ガス有効利用事業の収支に大きな影響を与える可能性があるため、下限値以上の消化ガスを供給いただく必要があります。 この点に鑑み、最低限、貴市からの消化ガスの供給量が下限値を下回った場合において、消化ガス有効利用事業者にも維持管理事業者にも帰責事由がない場合は、貴市にて、違約金の支払い又は消化ガス購入単価の見直し等により、消化ガス有効利用事業者が被る損害を填補していただく必要があるものと考えておりますが、このような規定について、基本契約書別紙5のリスク分担表No.63及び※5に基づき、優先交渉権者に選定された後に協議していただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
461	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	消化ガス購入代金の請求及び支払い	14	41	1		業務履行「計画書」の提出を受けて消化ガス購入代金の請求を行うとされていますが、第29条に基づく月報又は年報の誤りではないでしょうか。	「業務履行年間計画書の提出を受けて、・・・」を「業務完了報告書の提出を受けて、・・・」に消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)を修正します。
462	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	消化ガス購入代金の請求及び支払い	14	41	2		貴市による購入代金の請求の時期及び当該請求に係る購入代金が対象とする購入の期間をご教示ください。	ご質問に対する回答を以下に示します。 1) 請求時期：年度終了後14日以内に事業者が提出する業務完了報告書の提出を受けて、内容を確認した上で、請求を行います。 2) 購入期間：毎年度4/1から3/31までの365日です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
				頁	章	節	項			
463	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	消化ガス購入代金の請求及び支払い	14	42				消化ガス有効利用事業者の履行遅滞の場合の遅延損害金の割合が、年14.6%とされていますが、民事法定利率もしくは政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率と変更いただきたく、お願いいたします。	ご意見として承ります。本市の検討事項とします。
464	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	甲による本契約の終了	15	44	1	2 3 4		柱書に「維持管理・運営開始日前に、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合」とありますが、第2号ないし第4号は、いずれも維持管理・運営開始日後に生じる事由ではないでしょうか。	消化ガス最低売却量を消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)を修正します。
465	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	甲による本契約の終了	15	44	1	2		本号に基づく解除は、第32条3項後段に規定されているとおり、一度目の改善勧告に対して改善がなされないため、貴市が同一の事項について再度の改善勧告を行ったにもかかわらず、消化ガス有効利用事業者が対応を行わない場合に限られるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
466	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	甲による本契約の終了	15	44	2			貴市において、本契約における消化ガス有効利用事業者の地位を第三者に移転させる場合、消化ガス有効利用設備の所有権の移転又は賃貸や、消化ガス有効利用事業に関して、消化ガス有効利用事業者が第三者と締結している契約における、契約上の地位の移転につき、消化ガス有効利用事業者、貴市が選定した第三者及び関連する契約の当事者との間で合意が整うことが必要になるものと理解しております。これらの事項を含む、契約上の地位の移転の条件については優先交渉権者に選定された後に協議の上、本契約に定められるものと理解して相違ありませんでしょうか。	当該事象発生時に、消化ガス有効利用事業者と協議を行い、適宜対応します。
467	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	甲による本契約の終了	15	44	3			「契約の残期間における消化ガス購入料総額の10分の1に相当する金額として甲が合理的に指定する金額」とは、「年間購入下限値×単価」の10分の1という理解で宜しいでしょうか。	残期間における消化ガス購入量総額の10分の1です。
468	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	甲による本契約の終了	16	44	3			「本契約の残期間における消化ガス購入量総額」とありますが、第40条第3項に定める購入量の下限値に、同条第2項に定める消化ガス単価及び本契約の残期間を乗じた金額と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
469	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	乙による本契約の終了	16	45				貴市による義務違反に基づき、消化ガス有効利用事業者が本契約を解除できるのは、貴市が催告後180日間に亘って当該違反を是正しない場合に限る旨定められていますが、第44条第1項第4号とのバランス(当事者の公平)にも鑑み、是正に係る期間を30日程度に変更いただきたく、お願いいたします。	本市が契約上の重要な義務違反として想定している事象は、基本契約書(案)別紙5に示すリスク分担表No.62供給汚泥に関するものであり、水処理施設において予期せぬ事態が発生していることが想定されます。このため、当該事象の是正には、一定期間が必要であることから、6か月に設定したものです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
470	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	乙による本契約の終了	16	45			「本契約上の重要な義務の違反」とは、「本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微とは認められない義務の違反」を意味すると理解しておりますが、宜しいでしょうか。また、違反する義務の内容によっては、催告期間を180日とするのは長すぎる場合があり得るものと存じますので、「催告後180日以内」とするのは、「催告後相当の期間内」に読み替えることとして頂きますようお願いいたします。	No.469の回答を参照ください。
471	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	法令変更又は不可抗力による場合の契約の終了	16	47			本条に定める場合に、貴市のみ解除権を認める合理性はない上、貴市と消化ガス有効利用事業者との協議において、法令変更への対応に関する協議が整わない場合は(消化ガス有効利用事業者が生じる追加費用や損害の有無等にかかわらず)貴市が決定した対応方法に従う義務が課されていること(第49条第2項)から、消化ガス有効利用事業者による契約解除を認める必要性が高いと思料いたしますので、消化ガス有効利用事業者も本条に基づき本契約を解除することができるものとしていただきたく、お願いいたします。	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)第49条第3項で規定するように、本事業に直接影響を及ぼす法令の変更並びに消費税及び地方消費税の変更に係るものいずれかに該当する場合は、本市が負担することとしています。また、この旨は基本契約書(案)別紙5に示すリスク分担表No.8とも整合を図るものです。このため、ご質問にあるように著しく本市に有利な条項ではなく、一定範囲以上のリスクを本市が負担した上での規定であり、かつ本市と事業者との協議を前提とするものです。従いまして、原案のとおりとします。
472	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	16	47			本条の定めによると、法令変更又は不可抗力によって、本事業の実施が著しく困難若しくは不可能なとき又は本事業の実施に過大な費用を要すると認められる場合に、事業者が契約を解除したいと考えても、貴市が事業の継続を望む場合、事業を継続しなければならなくなる可能性がございますが、それは不合理かと存じますので、事業者側にも解除権を与えて頂きますようお願いいたします。	No.471の回答を参照ください。
473	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	法令変更に係る通知の付与	16	48	1		「本業務」は「本事業」の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)を修正します。
474	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	法令変更に係る協議及び追加費用等の負担	17	49			第3項では、費用負担の考え方を明らかにして頂いておりますが、他方で、49条1項と2項では、費用負担について協議するとあり、協議が整わなければ、貴市が対応方法を決定するとあります。1項、2項と3項の内容が整合していないと考えますが、3項の考え方に基ついて対応頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
475	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	法令変更に係る協議及び追加費用等の負担	17	49	2		法令の新設又は改廃に対する対応について協議が整わない場合は、貴市が対応方法を決定することとされていますが、消化ガス有効利用事業は、事業者が、自ら所有する消化ガス有効利用設備をもって、自己の責任及び計算において行う民営事業であること理解しており、本項の削除を含め、ご検討いただきたく、お願いいたします。	No.471の回答を参照ください。
476	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	公租公課の負担	17	50			別段の定めがある場合を除き、全ての公租公課は乙(事業者)の負担とあります。消化ガス有効利用設備の土地の所有者は貴市ですが、これに関連する固定資産税などの税金も事業者が負担するのでしょうか。	本市所有物の税金については本市が負担します。法令上、事業者負担とされないものまで、負担を求めるものではありません。
477	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	不可抗力に係る通知の付与	17	51	1		「本業務」は「本事業」の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)を修正します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 募集要項等に関する質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	資料	質問事項	募集要項等の対応ページ及び対応部分				質問内容	回答
				頁	章	節	項		
478	意見	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	秘密保持	18	55			以下の情報は本条の適用を除外していただきたく、お願いいたします。 ・知得する以前に公知であったもの ・知得する以前から保有していたもの ・知得した後受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの ・正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得したもの ・相手方の秘密情報によらずに独自に創出したもの	原案のとおりですが、個人情報や秘密に係る情報に該当しない情報は適用除外です。
479	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工期の変更による費用負担 維持管理及び運営業務開始の遅延	6 9	18 26			工期の変更によって維持管理・運営業務の開始が遅れた場合には第18条が、それ以外の事由によって維持管理・運営業務の開始が遅れた場合には第26条が適用されるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
480	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工期の変更による費用負担 運営開始遅延	6 9	18 26	1 1	(1)	第18条第1項、第26条第1項(1)に記載されている内容は、どちらも貴市の責めに帰すべき事由により工期が変更され、運営開始日が遅延した場合における甲の責任を規定していますが、26条第1項(1)が優先して適用されるかの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
481	質問	消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	工期の変更による費用負担 運営開始遅延	6 9	18 26	2 1	(2)	第18条第2項、第26条第1項(2)に記載されている内容は、どちらも事業者の責めに帰すべき事由により工期が変更され、運営開始日が遅延した場合における乙の責任を規定していますが、26条第1項(2)が優先して適用されるかの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
482	質問	配布資料6	目標耐用年数					トラックスケールの目標耐用年数に記載がありません。15年と考えて宜しいでしょうか。	15年となります。
483	質問	配布資料6	目標耐用年数					受入設備で使用するコンベアは中分類「コンポスト設備」のコンベアと考えて宜しいでしょうか。(汚泥輸送・前処理とは異なると考える為)	バイオマス受入設備は汚泥輸送・前処理設備を想定しております。
484	質問	配布資料8	点検等一覧及びその要求水準					スクリープレス脱水機点検整備について、頻度は各機器5年に1回以上とすると記載がございますが、令和6年4月1日からの維持管理開始初年度から改築期限までに点検整備をしなければならぬ号機、年度があればご教授お願い致します。	最後の点検整備は、1号が2020年度、2号が2016年度、3号が2019年度、4号が2018年度に実施しています(5号は2015年度以前)。なお、点検整備の頻度5年に1回以上の条件を設けないこととします。配布資料8の修正版は後日配布します。点検整備の状況を考慮したうえで、汚泥脱水設備等の段階的な改築更新計画を提案してください。なお、既存のスクリープレス脱水機を点検整備する場合は、配布資料8の内容で実施してください。